

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

社会保険診療報酬支払基金は、医療保険者等向け中間サーバー等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

社会保険診療報酬支払基金

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成28年1月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務
②事務の内容 ※	<p>1. 本評価の前提 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合(以下「医療保険者等」という。)については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第1において、資格の適用、各種給付の支給、保険料の徴収等の事務について、個人番号利用を行うこととされている。 また、番号利用法別表第2に基づき、当該個人番号利用事務において必要となる特定個人情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて地方公共団体等から取得できることとされている。 現在、各医療保険者等においては、資格の適用、各種給付の支給、保険料の徴収等の事務について、加入者の資格情報等を管理し、当該事務を行うために必要に応じて地方公共団体等と情報の授受を行っている。 今般、医療保険各法の改正により、各医療保険者等は他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が盛り込まれた。 これにより、支払基金等は、医療保険者等からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行い、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を行うことが可能となった。 支払基金等が全ての医療保険者等の資格履歴情報を管理し、地方公共団体等と情報連携を行うことで、これまで以上に正確かつ迅速な資格履歴情報の把握及び情報連携を行うことが可能となる。 また、情報提供ネットワークシステムに接続するための中間サーバー及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーについて、支払基金等が一元的に整備を行うことは、医療保険者等全体におけるコスト節減に資する。 これを踏まえ、各医療保険者等は、資格の適用、各種給付の支給、保険料の徴収等の事務に係る加入者の資格履歴情報等の管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認の事務について、共同して支払基金等に委託することとし、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行うこととする。</p> <p>2. 評価を行う事務 本評価書は、上記を踏まえ、医療保険者等向け中間サーバー等において医療保険者等からの委託を受けて行う事務について評価を行うものである。具体的な事務及び保有する特定個人情報ファイルは以下のとおり。</p> <p>①資格履歴管理事務 <正確な情報連携のための資格履歴管理> 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携は、情報照会又は情報提供に係る被保険者等の資格情報を把握し、正確に行われる必要があることから、運用支援環境において、個人番号を用いた資格履歴情報の管理を行い、「資格履歴ファイル」として保有する。</p> <p>②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務 <情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会及び情報提供> 資格履歴ファイルを活用し、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会及び情報提供を集約して行う。情報照会及び情報提供の記録は、「情報提供等記録ファイル」として保有する。 <機関別符号の取得> 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を集約して行うため、運用支援環境(情報提供サーバー)を用い、住民基本台帳ネットワークシステムを経由して情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、統一区画において、「機関別符号ファイル」として保有する。機関別符号は、全ての医療保険者等を通じて1つ取得する。</p> <p>③本人確認事務 <機構保存本人確認情報の取得> 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を集約化し、運用支援環境(情報提供サーバー)を用いて、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別等)を取得し、一時的に「本人確認ファイル」として保有する。</p>

	<p>3. 委託の流れ 医療保険者等と取りまとめ機関間の委託については以下のとおりとなっている。</p> <p>①資格履歴管理事務 全国健康保険協会、健康保険組合：社会保険診療報酬支払基金に委託する。 国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合：国民健康保険団体連合会に委託し、国民健康保険団体連合会は国民健康保険中央会へ再委託する。</p> <p>②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務 全ての医療保険者等：社会保険診療報酬支払基金に委託する。</p> <p>③本人確認事務 全国健康保険協会、健康保険組合：社会保険診療報酬支払基金に委託する。 国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合：社会保険診療報酬支払基金に委託し、社会保険診療報酬支払基金は初期突合における情報照会に係る業務を国民健康保険中央会へ再委託する。</p> <p>以上の事務により取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用るのは医療保険者等であるが、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続する主体は社会保険診療報酬支払基金となる。</p> <p>本評価書の評価実施機関については、社会保険診療報酬支払基金が上記の3つの事務を全て実施することから、社会保険診療報酬支払基金を評価実施機関としている。なお、上記の3つの事務のうち資格履歴管理事務及び本人確認事務については、国民健康保険団体連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会も実施することとしており、国民健康保険中央会が評価に密接な関係を有することから、国民健康保険中央会を「他の評価実施機関」の欄に記載している。</p>
--	---

③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
-------	--

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
	<p>医療保険者等向け中間サーバー等は、運用支援環境、医療保険者等向け中間サーバー、運用支援環境(情報提供サーバー)にて構成されている。</p> <p>運用支援環境は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で必要となる機能を集約したシステムであり、資格履歴管理事務に係る機能を有する。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等が、新規加入者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報を基に、資格履歴ファイルに格納する。 <p>医療保険者等向け中間サーバーは、インターフェイスシステムと既存システムとの情報の授受の仲介、情報提供等に用いる機関別符号の管理等の役割を担うシステムであり、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(機関別符号取得、情報照会、情報提供)を有する。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <p>(i)機関別符号取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・社会保険診療報酬支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 <p>(ii)情報照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等からの情報照会要求を受領後、システムの自動処理により、情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関に情報照会要求を実施し、照会結果を取得するとともに、情報照会結果を情報提供等記録に記録する。 <p>(iii)情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において情報提供者となる医療保険者等を特定し、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要となる情報を取得して情報提供を実施し、情報提供結果等を情報提供等記録に登録する。
②システムの機能	

	<p>運用支援環境(情報提供サーバー)は、地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機関保存本人確認情報の提供を求めるためのシステムであり、本人確認事務に係る機能(個人番号取得、基本4情報取得)を有する。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能</p> <p>(i)個人番号取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等が基本4情報(又はその一部)を入力し、その情報を本人確認ファイルに格納する。 ・社会保険診療報酬支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、住民基本台帳ネットワークシステムに照会要求ファイルが送信される。 ・社会保険診療報酬支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、照会結果ファイルが本人確認ファイルに格納される。 ・社会保険診療報酬支払基金にて必要な編集を行った上で、医療保険者等に照会結果(個人番号等)を提供する。 <p>(ii)基本4情報取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等が個人番号を入力し、その情報を本人確認ファイルに格納する。 ・社会保険診療報酬支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、照会要求ファイルが送信され、住民基本台帳ネットワークシステムから照会結果ファイルが受信される。 ・社会保険診療報酬支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、照会結果ファイルを本人確認ファイルに格納する。 ・社会保険診療報酬支払基金にて必要な編集を行った上で、医療保険者等に照会結果(基本4情報等)を提供する。
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
1.資格履歴ファイル 2.機関別符号ファイル 3.情報提供等記録ファイル 4.本人確認ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>1.資格履歴ファイル ・医療保険者等に加入している者を正確に取得することにより、情報連携事務を公平・公正に行うため。</p> <p>2.機関別符号ファイル ・医療保険者等に加入している者の情報連携事務を行うため。</p> <p>3.情報提供等記録ファイル ・加入者からの開示請求対応や番号利用法第38条(報告及び立入検査)に基づき、個人情報保護委員会から報告を求められた場合に、情報提供等記録を含むアクセス記録を、画面表示、帳票出力又はファイル出力するため。</p> <p>4.本人確認ファイル ・住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を簡約化し、効率的な運用を実現するため。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>・他の情報保有機関と医療保険者等の情報連携を実現し、手続の効率化や添付書類の省略を実現する。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を簡約化することで、医療保険者等が住民基本台帳ネットワークシステム端末を設置する必要がなくなり、セキュリティ対策の負担を軽減する。</p>

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番2、4、30、59 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第2条、第4条、第24条、第46条
	・健康保険法 第205条の4 第1項及び第2項 ・船員保険法 第153条の10 第1項及び第2項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・高齢者の医療の確保に関する法律 第165条の2 第1項及び第2項 ・社会保険診療報酬支払基金法 第15条第1項 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番73の2

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第2 項番2、3、5、6、42、43、80、81 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第25条、第43条 (提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、35、39、42、43、47、58、62、78、80、81、82、87、93、97、106、107、109、120 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条	・健康保険法 第205条の4 第1項及び第2項 ・船員保険法 第153条の10 第1項及び第2項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・高齢者の医療の確保に関する法律 第165条の2 第1項及び第2項 ・社会保険診療報酬支払基金法 第15条第1項

7. 評価実施機関における担当部署

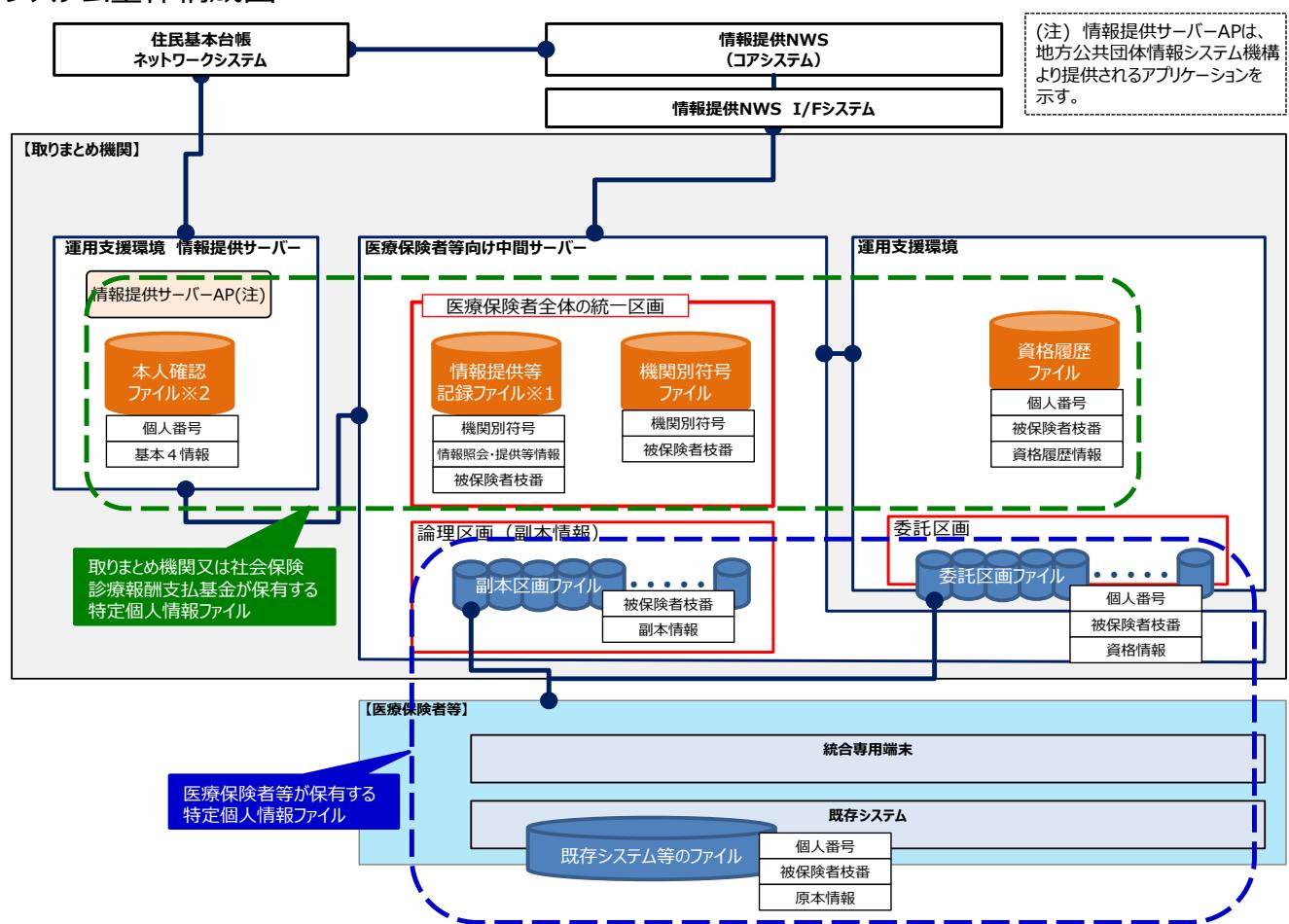
①部署	社会保険診療報酬支払基金 経営企画部
②所属長	経営企画部長 寺本琢哉

8. 他の評価実施機関

国民健康保険団体連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会

(別添1) 事務の内容

システム全体構成図



(備考)

取りまとめ機関又は社会保険診療報酬支払基金が保有する特定個人情報ファイルは、以下4つのファイルから構成される。

1. 資格履歴ファイル (情報提供の求めを受けた際に、必要な情報を保有する医療保険者等を特定するために、医療保険者等向け中間サーバー等を利用する全ての医療保険者等の加入者の資格履歴情報を管理するファイル)
2. 機関別符号ファイル (情報連携業務を効率的に行うために、取りまとめ機関が一括して取得する医療保険者等の機関別符号を管理するファイル)
3. 情報提供等記録ファイル (加入者からの開示請求対応や番号利用法第38条(報告及び立入検査)に基づき、個人情報保護委員会から報告を求められた場合のために、情報連携の際の情報提供等記録を含むアクセス記録を管理するファイル)
4. 本人確認ファイル (住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を簡約化し、効率的な運用を実現するために、医療保険者等からの照会要求及び住民基本台帳ネットワークシステムからの照会結果を一時的に管理するファイル)

医療保険者等が保有する特定個人情報ファイルは、以下3つのファイルから構成される。

1. 既存システム等のファイル (医療保険者等が既存システム等において給付、保険料等に係る加入者情報を管理するファイル)
2. 副本区画ファイル (医療保険者等が医療保険者等向け中間サーバー等において情報連携のための副本を管理するファイル。副本区画ファイルにおいては、各医療保険者等ごとに論理的に区分された区画に副本が保存される。)
3. 委託区画ファイル (各医療保険者等が医療保険者等向け中間サーバー等において資格情報を管理するファイル。委託区画ファイルにおいては、各医療保険者等ごとに論理的に区分された区画に資格情報が保存される。)

* 医療保険者等向け中間サーバー等においては、加入者の給付、保険料等の個人情報について、各医療保険者等が、各医療保険者等ごとに論理的に区分された「副本区画ファイル」において保有することとしている。取りまとめ機関は、加入者の給付、保険料等の個人情報を保有することはない。

* 被保険者枝番とは、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号であり、医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等との間におけるキー項目となるもの。

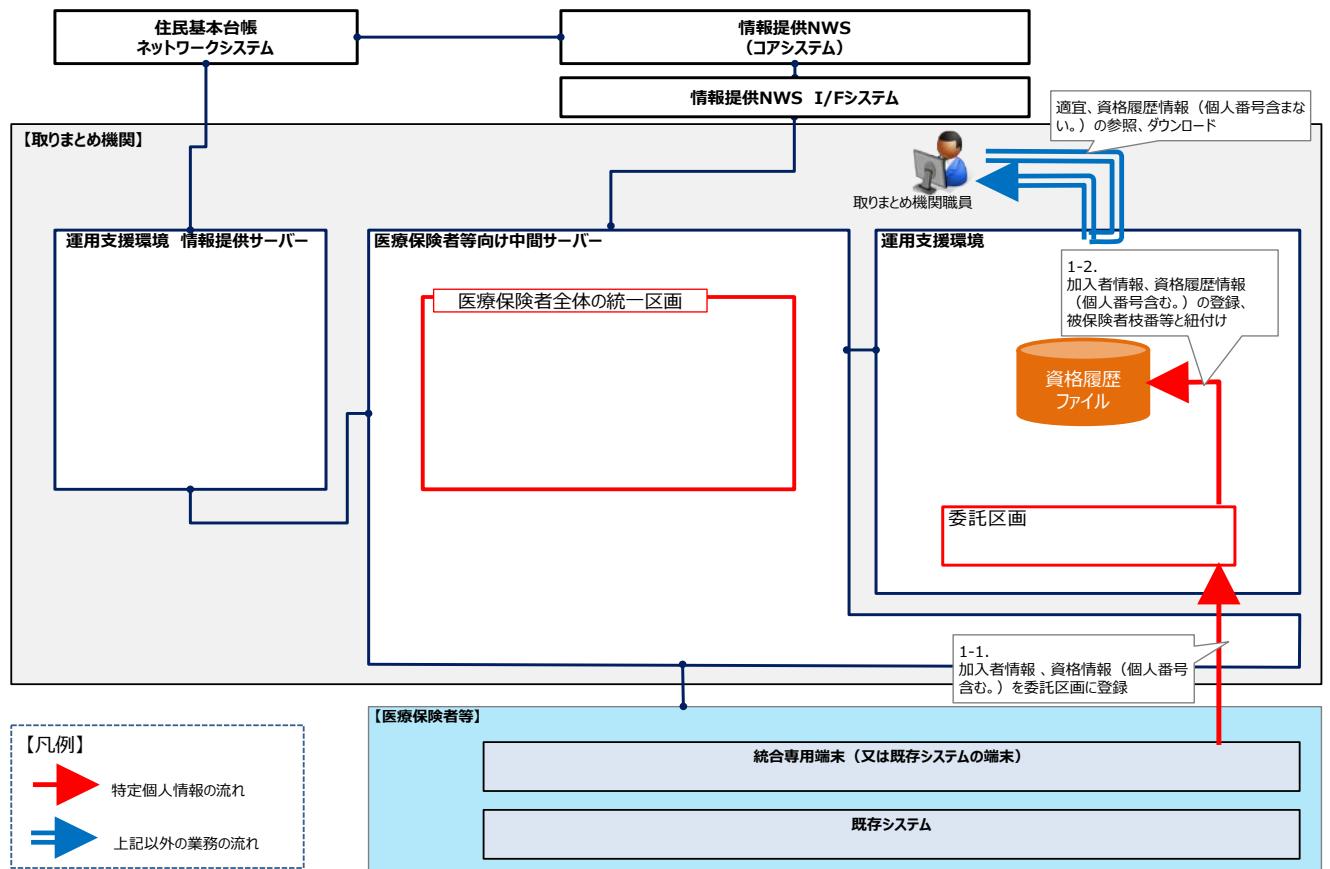
※1 情報提供等記録については、医療保険者等が画面で参照することが可能であるが、参照できる範囲は医療保険者等自らが照会要求したものに限られる。

※2 本人確認ファイルについては、医療保険者等が画面で参照することや電子記録媒体で入手することが可能であるが、参照できる範囲は医療保険者等自らが照会要求したものに限られる。

(別添1) 事務の内容

1. 資格履歴管理事務

1. 資格履歴管理事務 (1) 加入者情報登録（新規、変更、喪失）



(備考)

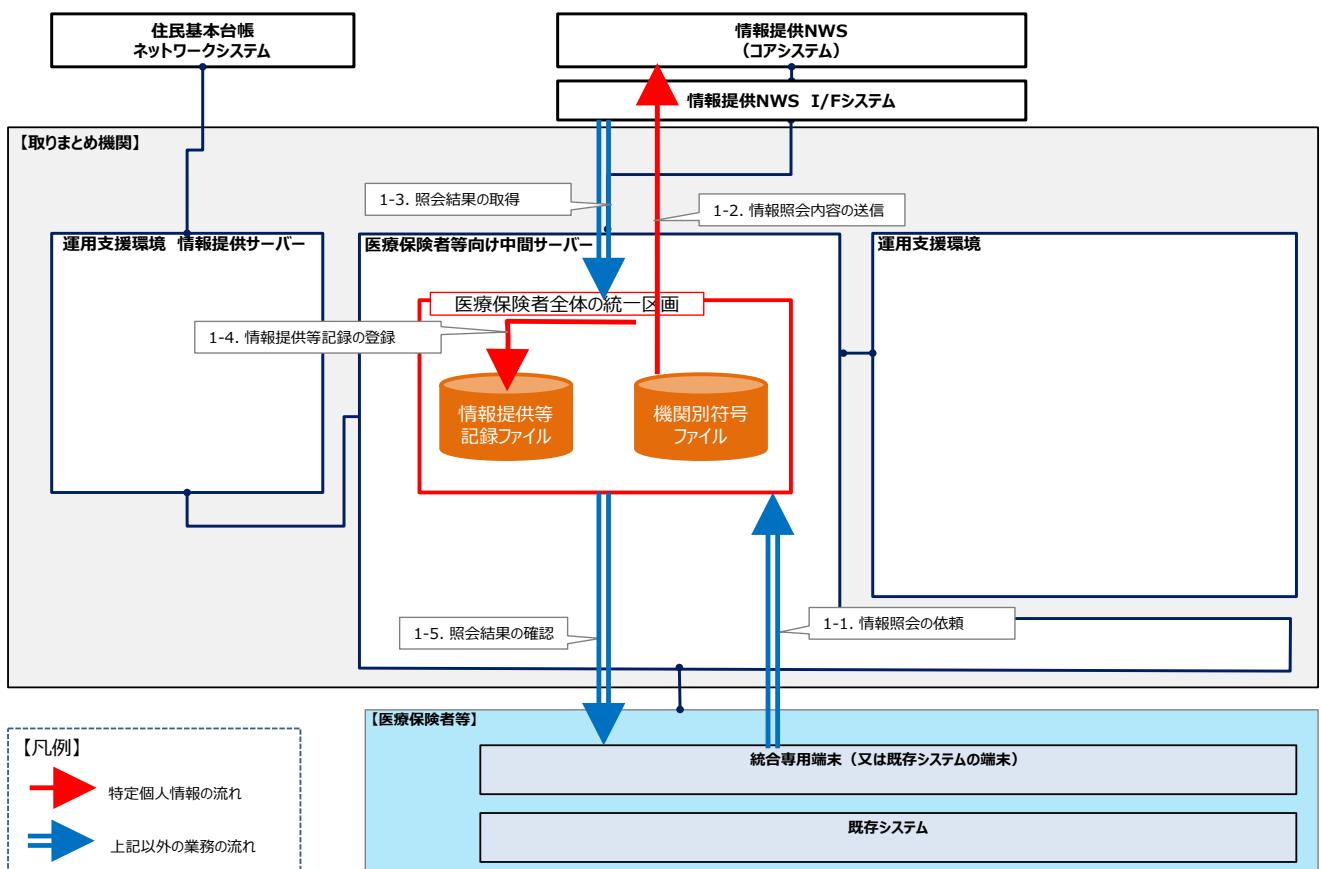
- 新規資格取得の場合、医療保険者等が、統合専用端末（又は既存システムの端末）にて、新規加入者の基本4情報（又はその一部）を委託区画へ登録する。その後、委託区画において、システム自動処理により、被保険者枝番を採番する。
新規資格取得の場合でも再加入等の場合は、医療保険者等が、統合専用端末（又は既存システムの端末）にて、新規加入者の基本4情報（又はその一部）と併せて資格情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。被保険者枝番は採番済みのものを再利用する。
- 資格の変更や喪失の場合、医療保険者等が、統合専用端末（又は既存システムの端末）にて、対象者の基本4情報（又はその一部）や資格情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。
- 運用支援環境において、システム自動処理により、委託区画から取得した加入者情報（被保険者枝番含む。）を個人番号と紐付け、その情報を資格履歴ファイルに格納する。

(別添1) 事務の内容

2.情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務

2.情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務

(1) 情報照会事務



(備考)

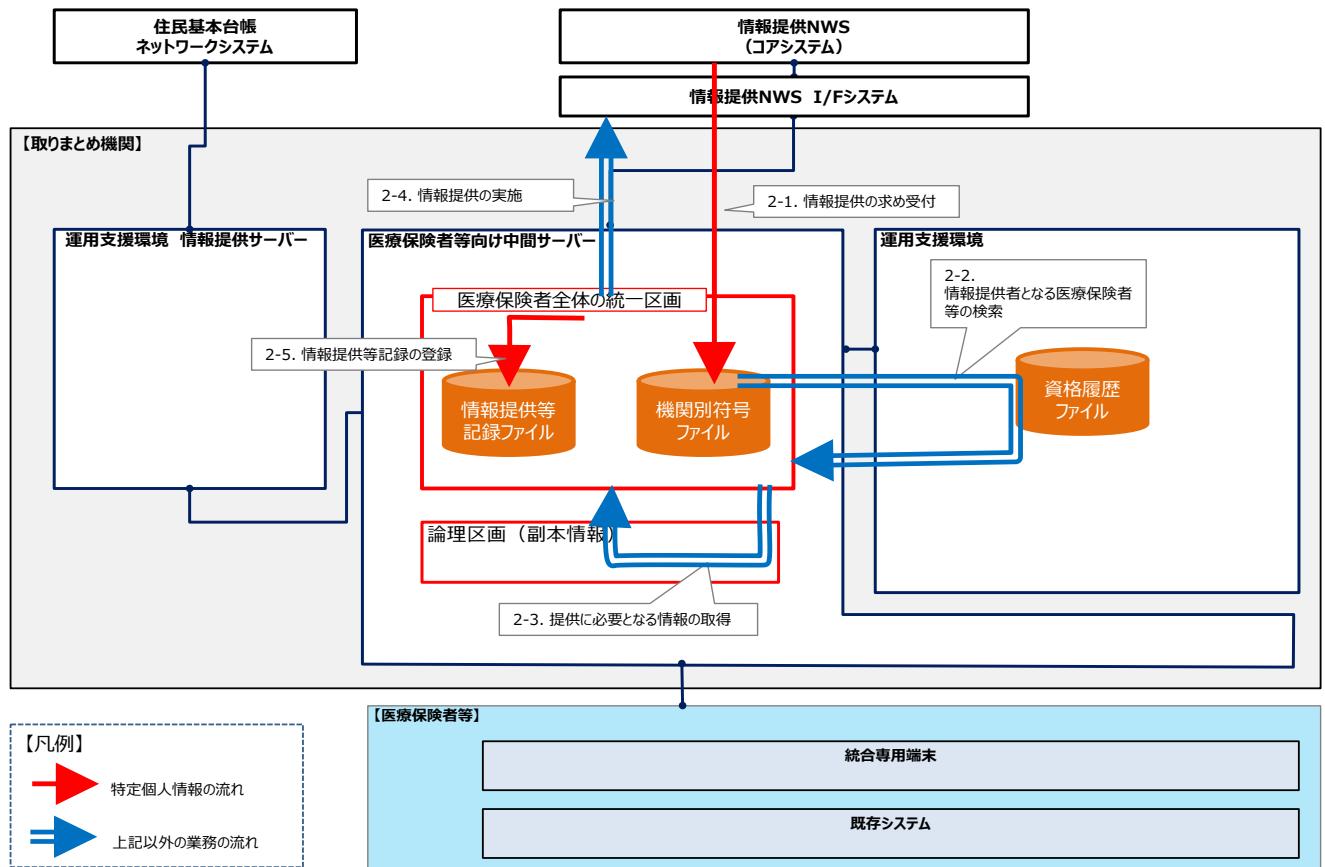
- 1-1. 医療保険者等が、統合専用端末(又は既存システムの端末)にて、他情報保有機関に対する情報照会を依頼する。
- 1-2. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関に情報照会要求を実施する。
- 1-3. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関より照会結果を取得する。
- 1-4. 統一区画において、システム自動処理により、情報照会結果等を情報提供等記録に登録する。
- 1-5. 医療保険者等が、統合専用端末(又は既存システムの端末)にて照会結果を確認する。

(別添1) 事務の内容

2.情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務

2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務

(2) 情報提供事務



(備考)

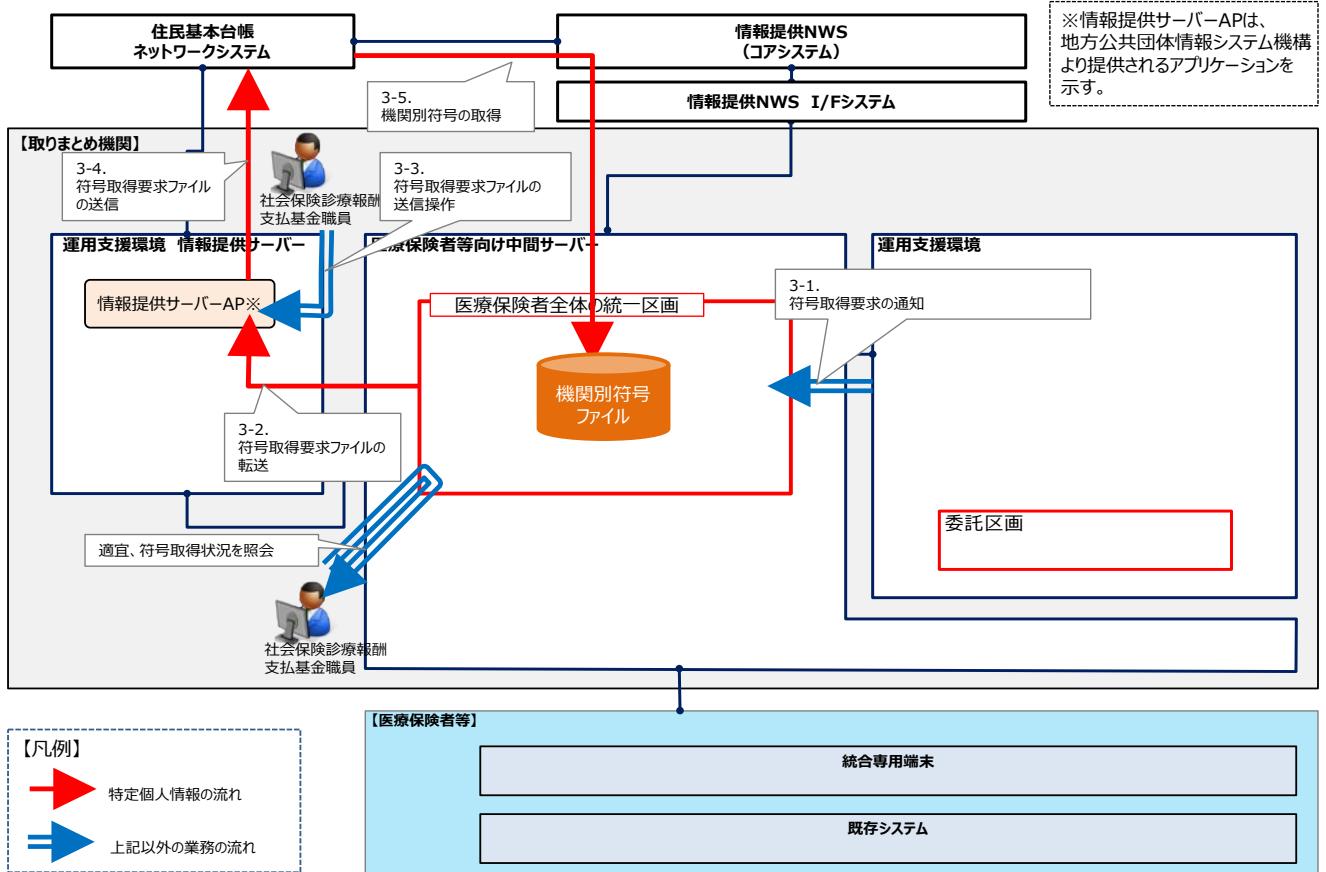
- 統一区画において、他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付ける。
- 運用支援環境において、システム自動処理により、情報提供者となる医療保険者等を検索する。
- 統一区画において、システム自動処理により、情報提供者となる医療保険者等の論理区画(副本情報)から、提供に必要な情報を取得する。
- 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会依頼を行った情報保有機関に情報提供を実施する。
- 統一区画において、システム自動処理により、情報提供結果等を情報提供等記録に登録する。

(別添1) 事務の内容

2.情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務

2.情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務

(3) 機関別符号取得



(備考)

- 3-1. 在運用支援環境において、システム自動処理により、統一区画に機関別符号の取得要求を通知する。
- 3-2. 統一区画において、システム自動処理により、符号取得要求ファイルを情報提供サーバーアプリケーションに転送する。
- 3-3. 社会保険診療報酬支払基金職員(※)が、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- 3-4. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、符号取得要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信する。
- 3-5. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。

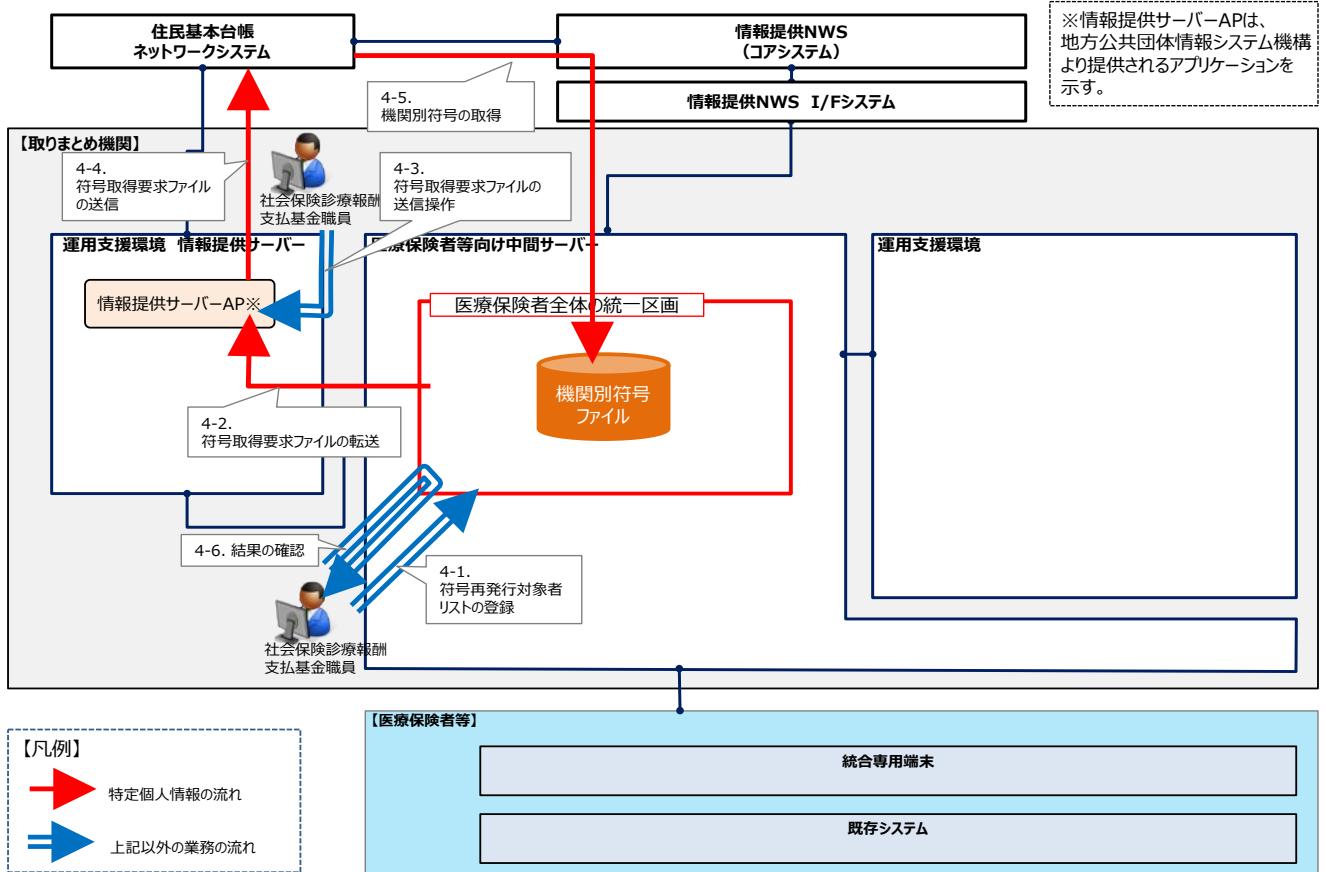
※情報提供サーバーアプリケーションは社会保険診療報酬支払基金職員のみが利用できる。

(別添1) 事務の内容

2.情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務

2.情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務

(4) 符号再発行（符号危険化等による一括再発行）



(備考)

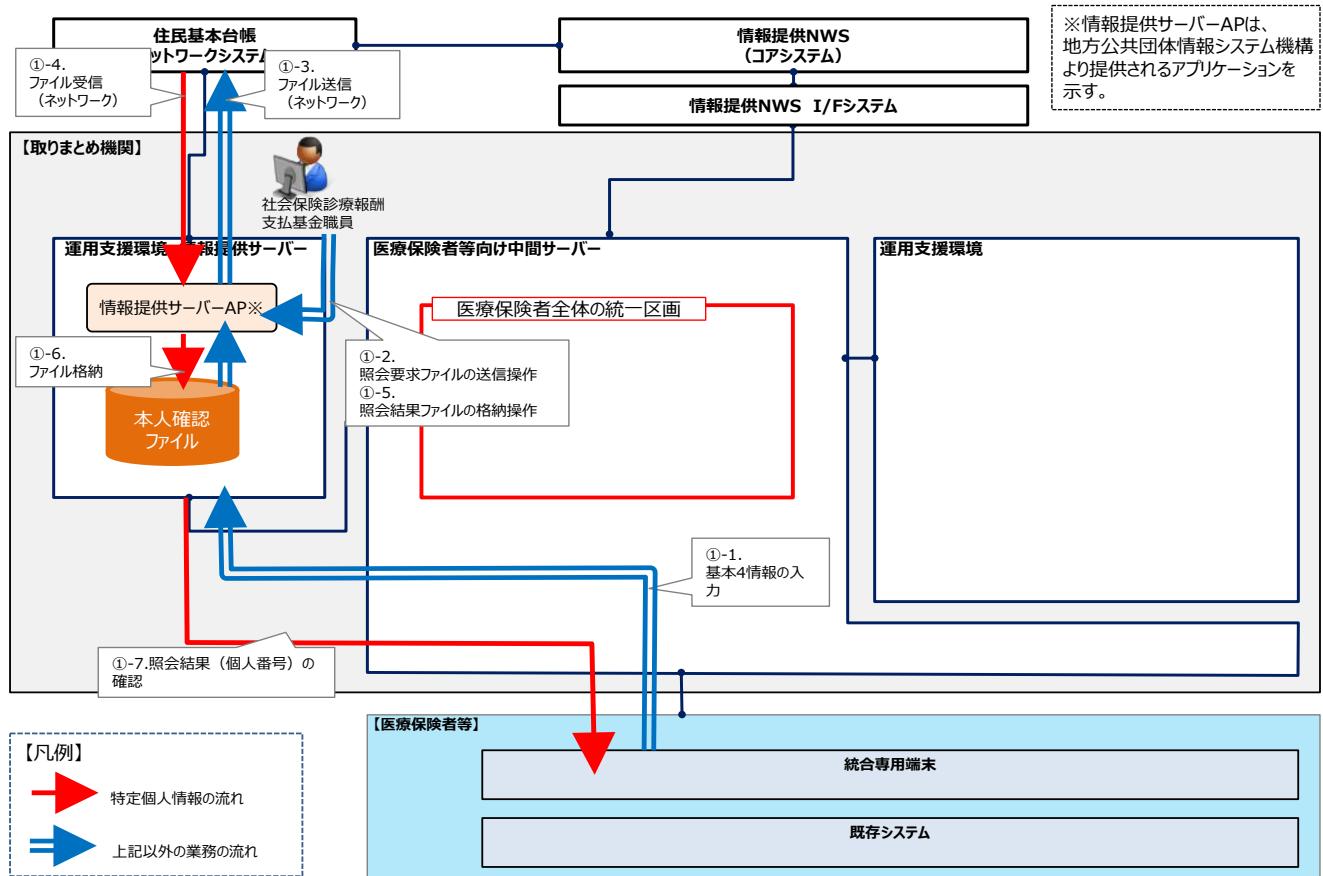
- 4-1. 社会保険診療報酬支払基金職員(※)が、統合専用端末にて、符号再発行対象者リストを登録する。
- 4-2. 統一区画において、システム自動処理により、符号取得要求ファイルを情報提供サーバーアプリケーションに転送する。
- 4-3. 社会保険診療報酬支払基金職員(※)が、符号取得要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- 4-4. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、符号取得要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信する。
- 4-5. 統一区画において、システム自動処理により、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。
- 4-6. 社会保険診療報酬支払基金職員(※)が、統合専用端末にて、符号再発行対象者リストの登録結果を確認する。

※情報提供サーバーアプリケーションは社会保険診療報酬支払基金職員のみが利用できる。

(別添1) 事務の内容

3.本人確認事務

3. 本人確認事務 (1) 個人番号取得 ①即時照会



(備考)

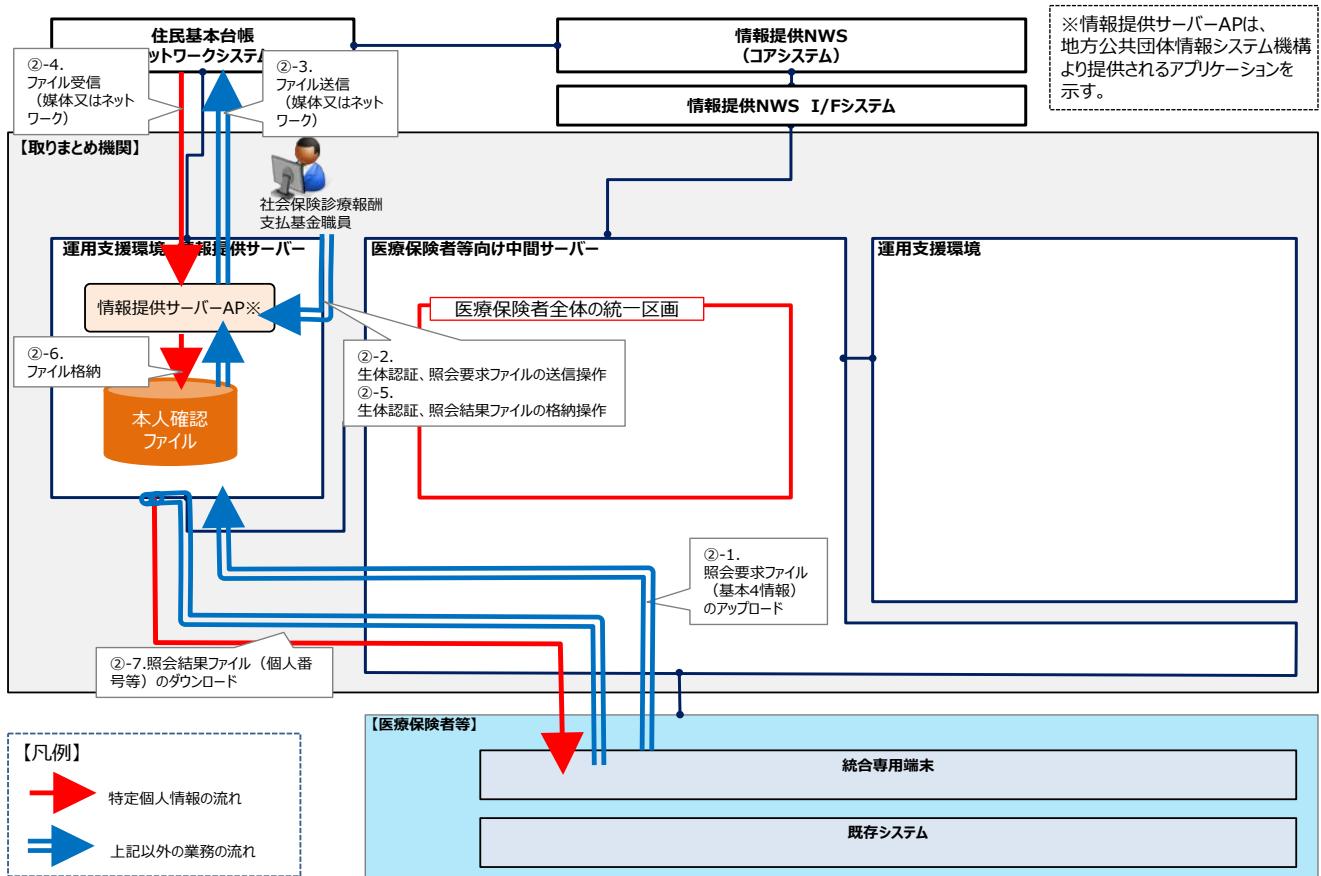
- ①-1. 医療保険者等が、統合専用端末にて、基本4情報(又はその一部)を入力する。その後、運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- ①-2. 社会保険診療報酬支払基金職員(※)が、照会要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- ①-3. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムに、照会要求ファイルを送信する。
- ①-4. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイルを受信する。
- ①-5. 社会保険診療報酬支払基金職員(※)が、照会結果ファイルを運用支援環境(情報提供サーバー)に送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- ①-6. 運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- ①-7. 医療保険者等が、統合専用端末にて、照会結果(個人番号等)を確認する。

※情報提供サーバーアプリケーションは社会保険診療報酬支払基金職員のみが利用できる。

(別添1) 事務の内容

3.本人確認事務

3. 本人確認事務 (1) 個人番号取得 ②ファイル一括照会



(備考)

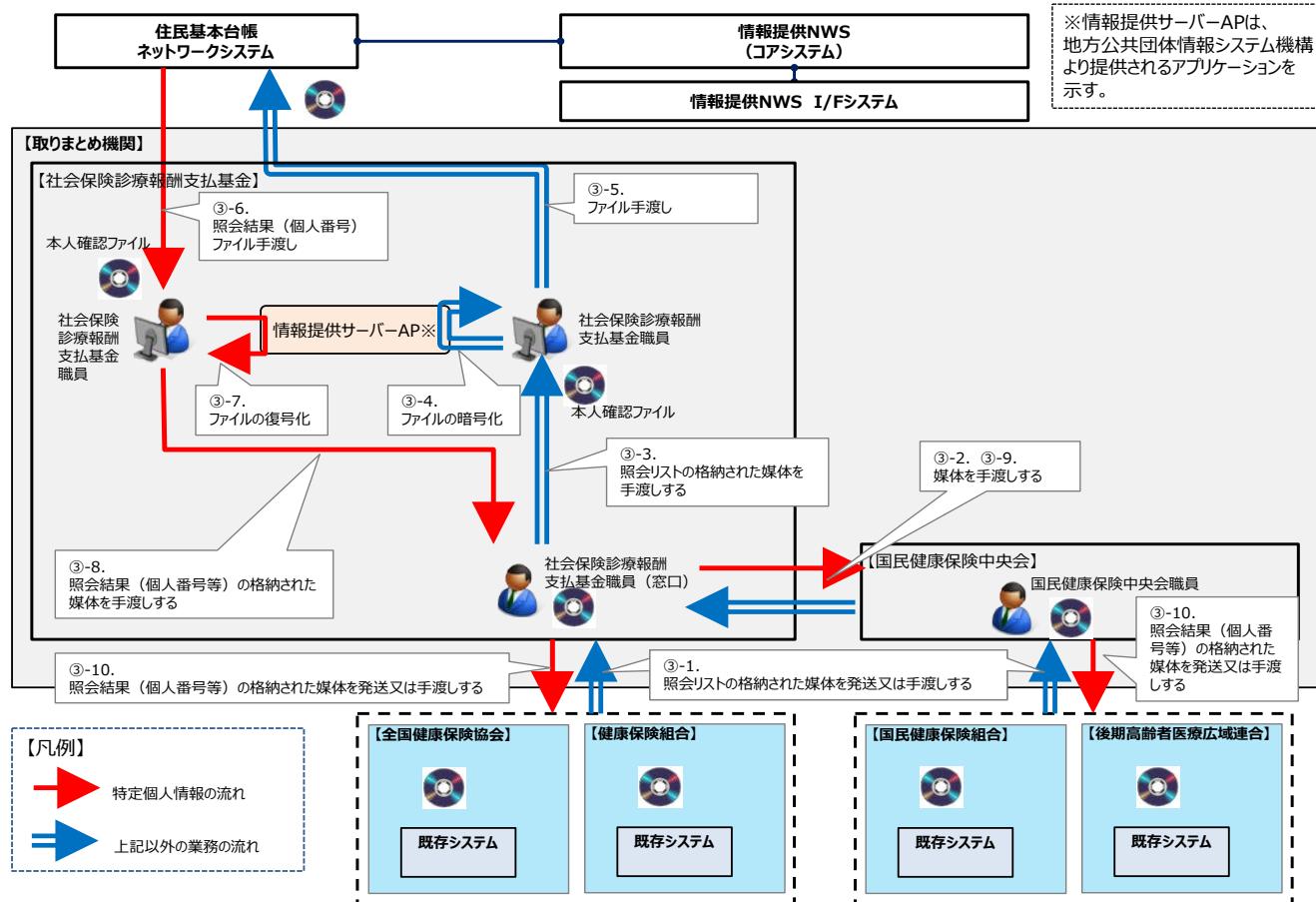
- ②-1. 医療保険者等が、統合専用端末にて、個人番号照会要求ファイル（基本4情報（又はその一部））をアップロードする。その後、運用支援環境（情報提供サーバー）において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- ②-2. 社会保険診療報酬支払基金職員（※）が、生体認証を利用してログインし、照会要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- ②-3. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムに、照会要求ファイルを送信する。
- ②-4. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイルを受信する。
- ②-5. 社会保険診療報酬支払基金職員（※）が、生体認証を利用してログインし、照会結果ファイルを運用支援環境（情報提供サーバー）に送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- ②-6. 運用支援環境（情報提供サーバー）において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- ②-7. 医療保険者等が、統合専用端末にて、照会結果ファイル（個人番号等）をダウンロードする。

※情報提供サーバーアプリケーションは社会保険診療報酬支払基金職員のみが利用できる。

(別添1) 事務の内容

3.本人確認事務

3. 本人確認事務 (1) 個人番号取得 ③媒体渡し (※初期窓口のみ)



(備考)

- ③-1. 全国健康保険協会及び健康保険組合の場合、既存システムにて、個人番号照会リストを作成し、社会保険診療報酬支払基金職員(窓口)に発送又は手渡しする。(③-3へ)
国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合の場合、既存システムにて、個人番号照会リストを作成し、国民健康保険中央会職員に発送又は手渡しする。(③-2へ)
- ③-2. 国民健康保険中央会職員が、社会保険診療報酬支払基金職員(窓口)に、受領した個人番号照会リストを手渡しする。
- ③-3. 社会保険診療報酬支払基金職員(窓口)が、社会保険診療報酬支払基金職員に、受領した個人番号照会リストを手渡しする。
- ③-4. 社会保険診療報酬支払基金職員(※)が、生体認証を利用してログインし、情報提供サーバーアプリケーションを用いて照会要求ファイルを暗号化する。
- ③-5. 社会保険診療報酬支払基金職員が、暗号化した照会要求ファイルを、地方公共団体情報システム機構に手渡しする。
- ③-6. 地方公共団体情報システム機構が、暗号化した照会結果ファイル(個人番号等)を、社会保険診療報酬支払基金職員に手渡しする。
- ③-7. 社会保険診療報酬支払基金職員(※)が、生体認証を利用してログインし、情報提供サーバーアプリケーションを用いて照会結果ファイルを復号化する。
- ③-8. 社会保険診療報酬支払基金職員が、照会結果ファイルを、社会保険診療報酬支払基金職員(窓口)に手渡しする。
- ③-9. 国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合の場合、社会保険診療報酬支払基金職員(窓口)が、国民健康保険中央会職員に、受領した照会結果ファイルを手渡しする。
- ③-10. 全国健康保険協会及び健康保険組合の場合、社会保険診療報酬支払基金職員(窓口)が、照会結果ファイルを、全国健康保険協会及び健康保険組合に、発送又は手渡しする。

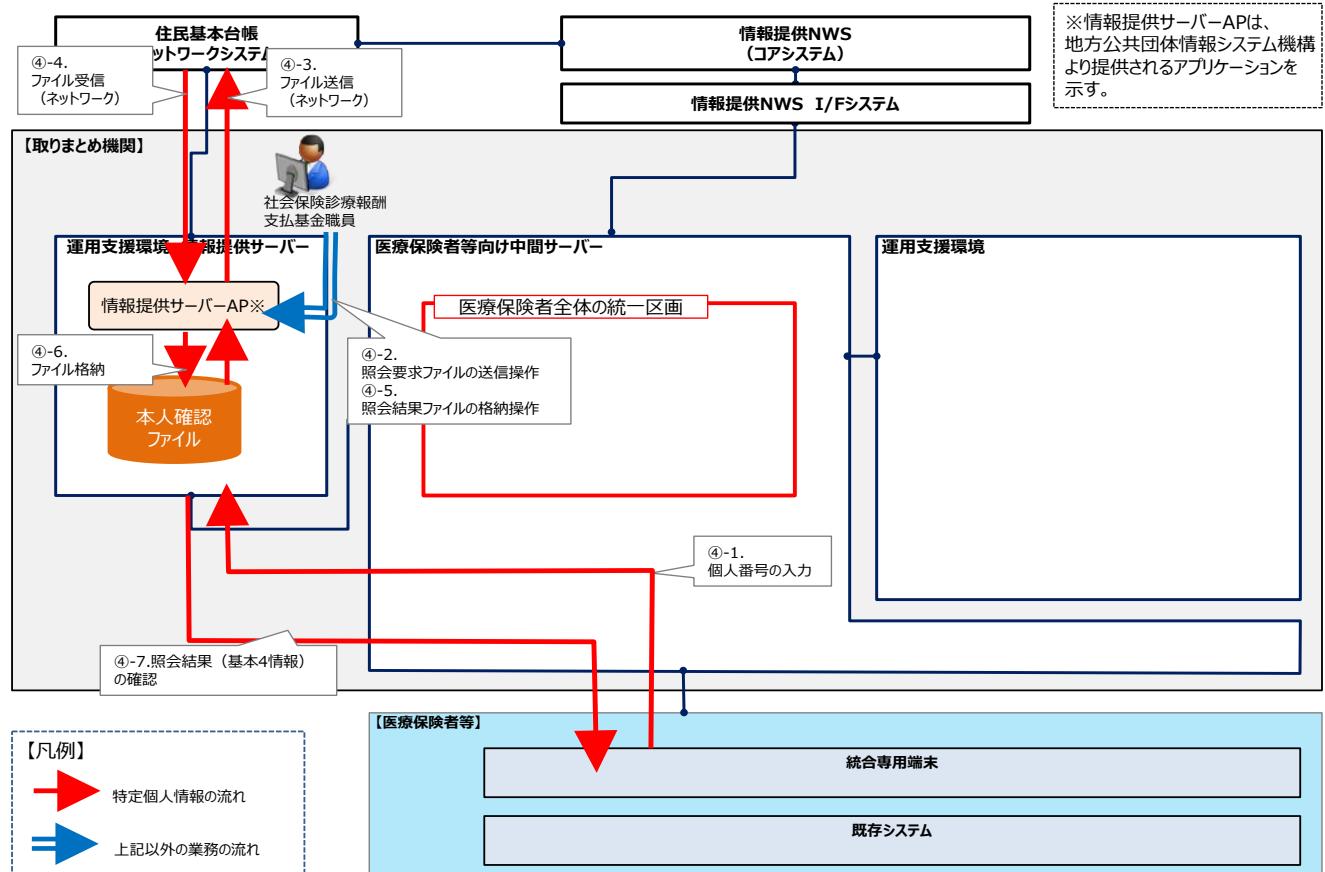
国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合の場合、国民健康保険中央会職員が、照会結果ファイルを、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合に、発送又は手渡しする。

*情報提供サーバーアプリケーションは社会保険診療報酬支払基金職員のみが利用できる。

(別添1) 事務の内容

3.本人確認事務

3. 本人確認事務 (2) 基本4情報取得 ④即時照会



(備考)

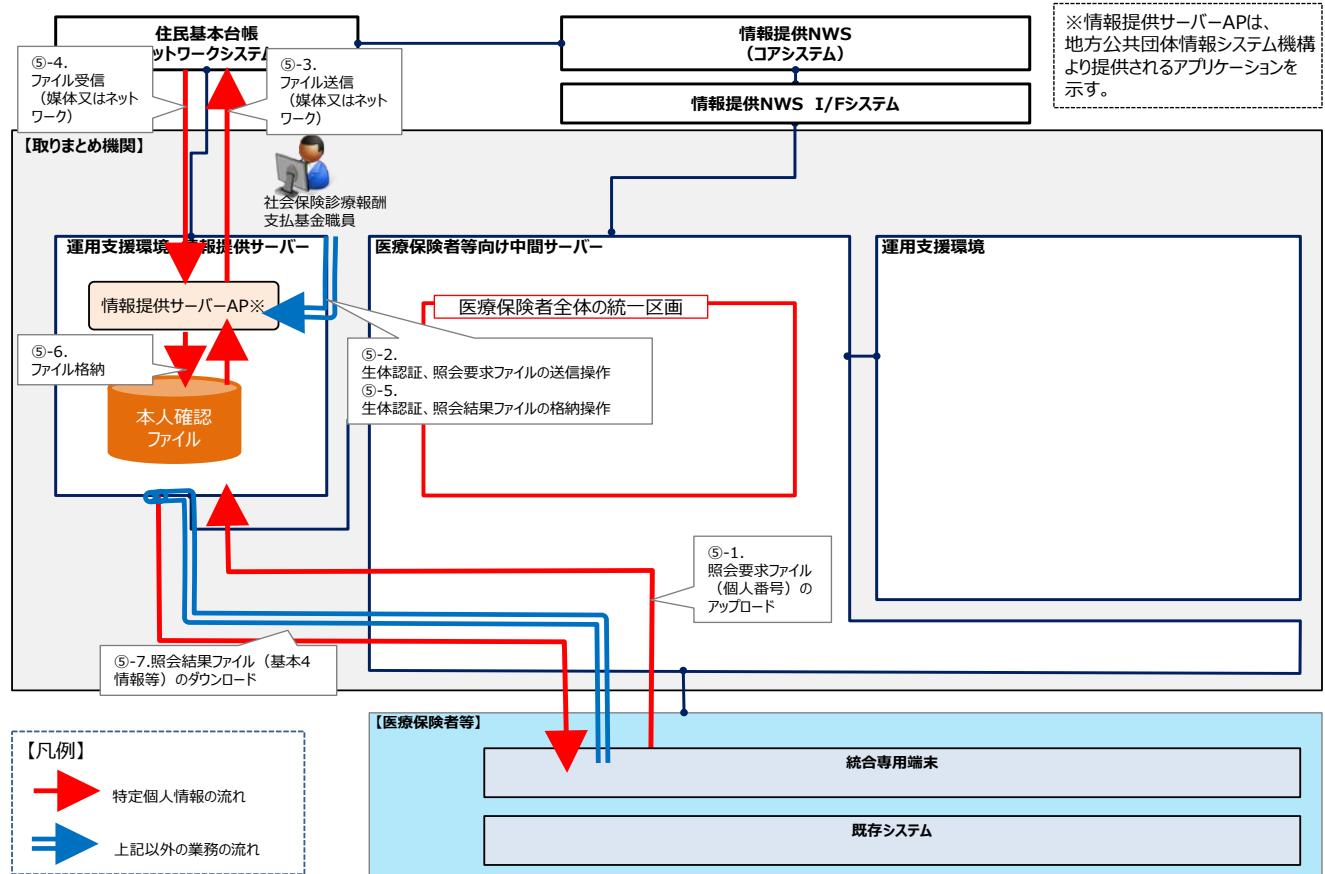
- ④-1. 医療保険者等が、統合専用端末にて、個人番号を入力する。その後、運用支援環境（情報提供サーバー）において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- ④-2. 社会保険診療報酬支払基金職員（※）が、照会要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- ④-3. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、照会要求ファイルを送信する。
- ④-4. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイルを受信する。
- ④-5. 社会保険診療報酬支払基金職員（※）が、照会結果ファイルを運用支援環境（情報提供サーバー）に送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- ④-6. 運用支援環境（情報提供サーバー）において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- ④-7. 医療保険者等が、統合専用端末にて、照会結果（基本4情報等）を確認する。

※情報提供サーバーアプリケーションは社会保険診療報酬支払基金職員のみが利用できる。

(別添1) 事務の内容

3.本人確認事務

3. 本人確認事務 (2) 基本4情報取得 ⑤ファイル一括照会



(備考)

- ⑤-1. 医療保険者等が、統合専用端末にて、基本4情報照会要求ファイル(個人番号)をアップロードする。その後、運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- ⑤-2. 社会保険診療報酬支払基金職員(※)が、生体認証を利用してログインし、照会要求ファイルを住民基本台帳ネットワークシステムに送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- ⑤-3. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、照会要求ファイルを送信する。
- ⑤-4. 情報提供サーバーアプリケーションにおいて、システム自動処理により、照会結果ファイルを受信する。
- ⑤-5. 社会保険診療報酬支払基金職員(※)が、生体認証を利用してログインし、照会結果ファイルを運用支援環境(情報提供サーバー)に送信するよう、情報提供サーバーアプリケーションを操作する。
- ⑤-6. 運用支援環境(情報提供サーバー)において、システム自動処理により、その情報を本人確認ファイルに格納する。
- ⑤-7. 医療保険者等が、統合専用端末にて、照会結果ファイル(基本4情報等)をダウンロードする。

※情報提供サーバーアプリケーションは社会保険診療報酬支払基金職員のみが利用できる。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
1. 資格履歴ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報、4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 本人を正確に特定するため。 ・医療保険関係情報 医療保険者等の加入者履歴情報を管理するため。 	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成29年5月(予定)	
⑥事務担当部署	社会保険診療報酬支払基金 経営企画部(国民健康保険中央会 番号制度対策本部)	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 () [] 行政機関・独立行政法人等 () [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (後期高齢者医療広域連合) [○] 民間事業者 (全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合) [] その他 () 	

②入手方法		[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()
③入手の時期・頻度		対象となる医療保険者等の新規資格取得者の発生時、又は加入者の登録情報の変更時に、情報を入手する。
④入手に係る妥当性		取りまとめ機関は、医療保険者等から医療保険各法の規定に基づく資格履歴情報の管理に係る事務の委託を受け、当該事務に必要な資格履歴情報を医療保険者から入手することとなっている。
⑤本人への明示		対象となる医療保険者等が個人番号を取得する際に、医療保険者等から、取りまとめ機関が個人番号を入手、管理することを示す。
⑥使用目的 ※		対象者が加入している医療保険者等を特定し、情報連携を行うため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	社会保険診療報酬支払基金 経営企画部(国民健康保険中央会 番号制度対策本部)
	使用者数	[] <選択肢> 10人以上50人未満 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 2) 10人以上50人未満 5) 500人以上1,000人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・医療保険者等の加入者の情報を管理する。 ・他の情報保有機関等から社会保険診療報酬支払基金に対する情報提供依頼が行われた際、医療保険加入履歴より、情報提供対象となる時期に加入していた医療保険者等を特定する。
情報の突合 ※	情報の統計分析 ※	医療保険者等が加入者情報を委託区画に登録した際に、当該加入者が医療保険者等向け中間サーバー等に登録済みかどうか、確認する。
	権利利益に影響を与える得る決定 ※	資格履歴ファイルに記録される特定個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与える得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		平成29年5月(予定)
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[] 委託する [] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		医療保険者等向け中間サーバーシステム等の運用・保守業務
①委託内容		医療保険者等向け中間サーバーシステム等運用及び保守業務(ハードウェア保守、ソフトウェア保守、バッチ・オンライン運用管理、障害対応及び小規模なシステム改修)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[] <選択肢> 特定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[] <選択肢> 1,000万人以上 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	

	その妥当性	システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する者にファイル全体の取扱いを委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 [<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 [<input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満] 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> リ [<input type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="radio"/> その他 (システム直接操作)</p>	
⑤委託先名の確認方法	委託業者決定後、社会保険診療報酬支払基金のホームページにて業者名を公開する。	
⑥委託先名	運用開始前までに委託業者を決定予定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input type="checkbox"/> 再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力等及びその他取りまとめ機関が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	上記委託事項と同じ。
委託事項2~5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	<p>[<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/> 行っていない</p>	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> その他 ()</p>	
⑦時期・頻度		
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		

提供先16~20					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>				
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲					
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>				
⑦時期・頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※	<p>①医療保険者等向け中間サーバー等は、データセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された運用支援環境のデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>③電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p> <p>④電子記録媒体は、情報の暗号化を行うと共に、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。</p>				
②保管期間	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">期間</td> <td style="width: 85%; text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td></tr> <tr> <td>その妥当性</td> <td> <p>情報提供を行う際、情報照会に係る照会条件に基づき、資格履歴ファイルを参照して、当該加入者が属する医療保険者等を特定することとなるため、加入者がいずれの医療保険者等からも資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで管理する必要がある。</p> </td></tr> </table>	期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	その妥当性	<p>情報提供を行う際、情報照会に係る照会条件に基づき、資格履歴ファイルを参照して、当該加入者が属する医療保険者等を特定することとなるため、加入者がいずれの医療保険者等からも資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで管理する必要がある。</p>
期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
その妥当性	<p>情報提供を行う際、情報照会に係る照会条件に基づき、資格履歴ファイルを参照して、当該加入者が属する医療保険者等を特定することとなるため、加入者がいずれの医療保険者等からも資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで管理する必要がある。</p>				
③消去方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行う。 ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合には、物理的破壊を行う。 				
7. 備考					
—					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【資格履歴ファイル】

ファイルID／ファイルサイズ(圧縮前)／ファイルサイズ(圧縮後)／ファイル作成区分／ファイル名／ファイル総サイズ(圧縮前)／ファイル総サイズ(圧縮後)／予備情報／住所／作成ファイルパス／作成ファイル数／保険者コード／保険者コード(変更後)／保険者番号／個人番号／個人番号更新区分／個人番号更新日時／個別結果区分／内部インターフェイスID／処理明細区分／処理種別コード／処理結果区分／処理結果明細コード／処理結果詳細コード／削除日時／取得区分／取得条件／取得条件(加入期間(自))／取得条件(加入期間(至))／取得条件／受付明細枝番／受付明細番号／受付番号／履歴通番／性別／振分連携履歴受付明細枝番／振分連携履歴受付明細番号／振分連携履歴受付番号／更新後個人番号／更新日時／氏名／氏名かな／生年月日／登録日時／符号取得要求区分／符号紐付状態／符号連携履歴受付明細番号／符号連携履歴受付番号／紐付情報追加区分／被保険者枝番／被保険者枝番(変更後)／被保険者証記号・番号／要求受付日時／要求者ID／削除フラグ／資格取得日／資格喪失日／資格情報管理番号／資格通番／連携情報／紐付番号

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 機関別符号ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人番号を保有する医療保険者等の加入者
その必要性	対象者が加入している医療保険者等を特定し、情報連携を行うため。
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input checked="" type="radio"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号対応符号:機関別符号 情報連携を行うため。 ・その他識別情報 本人を正確に特定するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年5月(予定)
⑥事務担当部署	社会保険診療報酬支払基金 経営企画部
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input checked="" type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等 (総務省) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法		[<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 ()
③入手の時期・頻度		対象となる医療保険者等の新規資格取得者の発生時に、機関別符号を入手する。
④入手に係る妥当性		社会保険診療報酬支払基金は、医療保険者等から医療保険各法の規定に基づく情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供に係る事務の委託を受け、当該事務に必要な機関別符号の取得を行うこととなっている。
⑤本人への明示		対象となる医療保険者等が個人番号を取得する際に、医療保険者等から、社会保険診療報酬支払基金が機関別符号を入手、管理することを示す。
⑥使用目的 ※		対象者が加入している医療保険者等を特定し、情報連携を行うため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	社会保険診療報酬支払基金 経営企画部
	使用者数	[<input type="checkbox"/>] 10人以上50人未満 [<input type="checkbox"/>] 1) 10人未満 [<input type="checkbox"/>] 3) 50人以上100人未満 [<input type="checkbox"/>] 2) 10人以上50人未満 [<input type="checkbox"/>] 5) 500人以上1,000人未満 [<input type="checkbox"/>] 4) 100人以上500人未満 [<input type="checkbox"/>] 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		他の情報保有機関等から社会保険診療報酬支払基金に対する情報提供依頼が行われた際、機関別符号により、情報提供対象となる加入者を特定する。
	情報の突合 ※	機関別符号については、情報提供ネットワークシステムにて同一個人に重複して発行することがないよう、突合している。
	情報の統計分析 ※	機関別符号ファイルに記録される特定個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与える得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		情報連携の開始時期として政令で定める日以降
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[<input type="checkbox"/>] 委託する [<input type="checkbox"/>] <選択肢> [<input type="checkbox"/>] () 件 [<input type="checkbox"/>] 1) 委託する [<input type="checkbox"/>] 2) 委託しない
委託事項1		医療保険者等向け中間サーバーシステム等の運用・保守業務
①委託内容		医療保険者等向け中間サーバーシステム等運用及び保守業務(ハードウェア保守、ソフトウェア保守、パッチ・オンライン運用管理、障害対応及び小規模なシステム改修)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[<input type="checkbox"/>] 特定個人情報ファイルの全体 [<input type="checkbox"/>] <選択肢> [<input type="checkbox"/>] 1) 特定個人情報ファイルの全体 [<input type="checkbox"/>] 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] <選択肢> [<input type="checkbox"/>] 1) 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 2) 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 3) 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 4) 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	

	その妥当性	システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する者にファイル全体の取扱いを委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システム直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	委託業者決定後、社会保険診療報酬支払基金のホームページにて業者名を公開する。	
⑥委託先名	運用開始前までに委託業者を決定予定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力等及びその他社会保険診療報酬支払基金が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	上記委託事項と同じ。
委託事項2~5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (31) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の1項	
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先2	全国健康保険協会 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	

①法令上の根拠	番号利用法別表第2の2項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先3	<p>健康保険組合 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の3項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先4	<p>厚生労働大臣 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の4項		
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		

⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先5	<p>全国健康保険協会 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の5項	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先6	<p>都道府県知事 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の9項	
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先7	<p>市町村長 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の12項	
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	

③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1,000万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先8	<p>都道府県知事</p> <p>※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の15項		
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1,000万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先9	<p>市町村長</p> <p>※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の17項		
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1,000万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		

⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先10	<p>都道府県知事 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の22項		
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>〔 1,000万人以上 〕 <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先11	<p>都道府県知事等 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の26項		
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>〔 1,000万人以上 〕 <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先12	<p>市町村長 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の27項		
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>〔 1,000万人以上 〕 <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先13	日本私立学校振興・共済事業団 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の33項		
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先14	厚生労働大臣又は共済組合等 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の35項		
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先15	国家公務員共済組合 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の39項		

②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>[1,000万人以上] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先16	<p>市町村長又は国民健康保険組合</p> <p>※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の42項		
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>[1,000万人以上] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度		
提供先17	<p>市町村長又は国民健康保険組合</p> <p>※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>		
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の43項		
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>[1,000万人以上] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者		

⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム	[]専用線
	[]電子メール	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]フラッシュメモリ	[]紙
	[]その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先18	厚生労働大臣 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の47項	
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1,000万人以上] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先19	地方公務員共済組合 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の58項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1,000万人以上] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先20	市町村長 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の62項	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	

③提供する情報	医療保険関係情報							
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1,000万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者							
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>							
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度							
移転先1								
①法令上の根拠								
②移転先における用途								
③移転する情報								
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲								
⑥移転方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>							
⑦時期・頻度								
移転先2~5								
移転先6~10								
移転先11~15								
移転先16~20								
6. 特定個人情報の保管・消去								
①保管場所 ※	<p>①医療保険者等向け中間サーバー等は、データセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された医療保険者等向け中間サーバー(統一区画)のデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>							
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない						
③消去方法	保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行う。							
7. 備考								
—								

「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」における、提供先21～31分。

提供先21	厚生労働大臣 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の78項	
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先22	後期高齢者医療広域連合 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の80項	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先23	後期高齢者医療広域連合 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の81項	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1,000万人以上]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度
提供先24	<p>市町村長 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の82項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1,000万人以上]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度
提供先25	<p>都道府県知事等 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の87項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1,000万人以上]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度

提供先26	市町村長 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の93項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度
提供先27	都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の97項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度
提供先28	独立行政法人日本学生支援機構 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の106項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者

⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先29	<p>厚生労働大臣 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の107項	
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1,000万人以上] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先30	<p>都道府県知事又は市町村長 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の109項	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1,000万人以上] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先31	<p>都道府県知事 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。</p>	
①法令上の根拠	番号利用法別表第2の120項	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	

③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【機関別符号ファイル】

保険者コード／処理結果メッセージ／処理結果詳細コード／処理通番／受付明細番号／受付番号／更新日時／枝番紐付件数／機関別符号／機関別符号受付日時／機関別符号設定日時／登録日時／符号再発行フラグ／符号取得ステータス／符号取得ステータス更新日時／符号取得要求受付日時／被保険者枝番／紐付番号

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3.情報提供等記録ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	平成29年7月以降に、情報提供ネットワークシステムを介して情報照会及び情報提供を実施した、医療保険者等の加入者
その必要性	番号利用法第23条第1項の規定に基づいて、医療保険者等向け中間サーバー等に情報提供等記録を保有する必要があるため。
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input checked="" type="radio"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号対応符号:機関別符号 情報連携対象の本人を正確に特定するため。 ・その他識別情報 本人を正確に特定するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	情報連携の開始時期として政令で定める日以降
⑥事務担当部署	社会保険診療報酬支払基金 経営企画部
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input checked="" type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等 (総務省) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input checked="" type="radio"/>] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等) ()

②入手方法		[<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等で自動生成)
③入手の時期・頻度		社会保険診療報酬支払基金が、情報提供ネットワークシステムを介して情報連携を行った時、その内容等を記録する。
④入手に係る妥当性		社会保険診療報酬支払基金は、医療保険者等から医療保険各法の規定に基づく情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供に係る事務の委託を受け、情報連携を行う際、番号利用法第23条の規定に基づき、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等の記録を生成する。
⑤本人への明示		対象となる医療保険者等が個人番号を取得する際に、医療保険者等から、社会保険診療報酬支払基金が情報提供等記録を生成、管理することを示す。
⑥使用目的 ※		・開示請求者からの開示請求に対して、対象となる情報提供等の記録を開示し、いつ誰がどのような情報を情報提供ネットワークシステムを使用して本人の特定個人情報を照会・提供したのか開示することを可能にする。 ・情報提供等の記録を医療保険者等向け中間サーバー等に記録・保存することにより、不正な情報連携の有無を確認することを可能にする。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	社会保険診療報酬支払基金 経営企画部
	使用者数	[<input type="checkbox"/>] 10人以上50人未満 [<input type="checkbox"/>] 10人未満 <選択肢> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・番号利用法第23条の規定に基づき、情報連携における情報照会・提供に係る一連の過程に関する情報を自動的に記録し、情報提供等記録ファイルに保存する。その際、特定の個人を識別するものとして個人番号(マイナンバー)ではなく機関別符号を情報提供等記録ファイルに保存する。 ・番号利用法第38条第1項の規定により、個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号利用法第19条第11項の規定により、特定個人情報を提供することとされており、この規定に基づき、個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供する。
情報の突合 ※	情報の突合 ※	情報提供等記録ファイルに記録される個人情報を用いた情報の突合は行わない。
	情報の統計分析 ※	情報提供等記録ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与える得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		情報連携の開始時期として政令で定める日以降
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[<input type="checkbox"/>] 委託する <選択肢> (1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		医療保険者等向け中間サーバーシステム等の運用・保守業務
①委託内容		医療保険者等向け中間サーバーシステム等運用及び保守業務(ハードウェア保守、ソフトウェア保守、バッч・オンライン運用管理、障害対応及び小規模なシステム改修)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[<input type="checkbox"/>] 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 2) 特定個人情報ファイルの一部

	対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の範囲 ※	個人番号を保有する医療保険者等の加入者				
	その妥当性	システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する者にファイル全体の取扱いを委託する必要がある。				
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システム直接操作)				
⑤委託先名の確認方法		委託業者決定後、社会保険診療報酬支払基金のホームページにて業者名を公開する。				
⑥委託先名		運用開始前までに委託業者を決定予定				
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力等及びその他社会保険診療報酬支払基金が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。				
	⑨再委託事項	上記委託事項と同じ。				

委託事項2~5

委託事項6~10

委託事項11~15

委託事項16~20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件	[] 移転を行っている () 件
	[○] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙

⑦時期・頻度															
提供先2~5															
提供先6~10															
提供先11~15															
提供先16~20															
移転先1															
①法令上の根拠															
②移転先における用途															
③移転する情報															
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>														
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲															
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>														
⑦時期・頻度															
移転先2~5															
移転先6~10															
移転先11~15															
移転先16~20															
6. 特定個人情報の保管・消去															
①保管場所 ※	<p>①医療保険者等向け中間サーバー等は、データセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された医療保険者等向け中間サーバー(統一区画)のデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>														
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>		1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年													
4) 3年	5) 4年	6) 5年													
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上													
10) 定められていない															
③消去方法	番号利用法第23条第3項に基づく施行令第29条にて、7年間保存する旨が規定されている。														
7. 備考															
—															

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【情報提供等記録ファイル】

機関別符号／処理通番／処理通番の枝番／事務名称／事務手続名称／情報照会者部署名称／情報提供者部署名称／提供の求めの日時／提供の日時／特定個人情報名称／不開示コード／過誤事由コード／被保険者枝番

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
4.本人確認ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 対象となる医療保険者等からの委託に基づいて、機構保存本人確認情報を取得するため。 ・その他識別情報 本人を正確に特定するため。 	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年10月(予定)	
⑥事務担当部署	社会保険診療報酬支払基金 経営企画部	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (後期高齢者医療広域連合) [<input checked="" type="checkbox"/>] 民間事業者 (全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方公共団体情報システム機構) 	

②入手方法		[] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム/システム操作)
③入手の時期・頻度		・機関別符号の取得に向けた個人番号の一斉取得は、平成28年10月より実施。 ・機構保存本人確認情報の入手は、平成29年7月より医療保険者等の求めに応じて随時実施。
④入手に係る妥当性		社会保険診療報酬支払基金は、医療保険者等から医療保険各法の規定に基づく本人確認に係る事務の委託を受け、地方公共団体情報システム機構への照会に必要な個人番号や基本4情報を、医療保険者等から入手することとなっている。
⑤本人への明示		対象となる医療保険者等が個人番号を取得する際に、医療保険者等から、社会保険診療報酬支払基金が個人番号を入手、管理することを示す。
⑥使用目的 ※		・個人番号:情報連携に向けて、機関別符号を取得するため。 ・4情報:医療保険者等が確実に本人確認を行うため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	社会保険診療報酬支払基金 経営企画部
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・地方公共団体情報システム機構に基本4情報(又はその一部)を提供し、該当加入者の個人番号を取得し、要求元の医療保険者等に提供する。 ・医療保険者等より該当加入者の個人番号を取得する。
情報の突合 ※	医療保険者等から照会された情報と、地方公共団体情報システム機構から提供された情報を突合して、医療保険者等に提供する。	
	情報の統計分析 ※	本人確認ファイルに記録される特定個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与える得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成28年10月(予定)	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (2) 件	1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	医療保険者等向け中間サーバーシステム等の運用・保守業務	
①委託内容	医療保険者等向け中間サーバーシステム等運用及び保守業務(ハードウェア保守、ソフトウェア保守、バッチ・オンライン運用管理、障害対応及び小規模なシステム改修)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	

	その妥当性	システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する者にファイル全体の取扱いを委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システム直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	委託業者決定後、社会保険診療報酬支払基金のホームページにて業者名を公開する。	
⑥委託先名	運用開始前までに委託業者を決定予定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力等及びその他社会保険診療報酬支払基金が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	上記委託事項と同じ。
委託事項2~5		
委託事項2	初期突合における情報照会に係る業務	
①委託内容	各保険者から収集・確認、媒体集約化、媒体分離化、保険者への配布	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	個人番号を保有する国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合の加入者	
その妥当性	・本人確認事務については、社会保険診療報酬支払基金が代表して地方公共団体情報システム機構の接続主体となることから、全ての医療保険者等が社会保険診療報酬支払基金に委託を行うことしている。 ・ただし、初期突合において社会保険診療報酬支払基金が国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合の機構保存本人確認情報を電子記録媒体により授受を行う際は、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合と業務上密接な関係がある国民健康保険中央会を経由して授受を行うことにより、事務の効率化と社会保険診療報酬支払基金の負担の軽減が図られることから、社会保険診療報酬支払基金から国民健康保険中央会に対して電子記録媒体により機構保存本人確認情報の授受を行う事務を再委託する。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	社会保険診療報酬支払基金のホームページにて契約状況を公開する。	
⑥委託先名	国民健康保険中央会	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/> 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> その他 ()	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> 紙

	[]その他 ()																																																							
⑦時期・頻度																																																								
移転先2~5																																																								
移転先6~10																																																								
移転先11~15																																																								
移転先16~20																																																								
6. 特定個人情報の保管・消去																																																								
①保管場所 ※	<p>①医療保険者等向け中間サーバー等は、データセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された運用支援環境のデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>③電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p> <p>④電子記録媒体は、情報の暗号化を行うと共に、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。</p>																																																							
②保管期間	<table> <tr> <td>期間</td> <td colspan="10"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	期間	<選択肢>											1) 1年未満	2) 1年	3) 2年									4) 3年	5) 4年	6) 5年									7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上									10) 定められていない									
期間	<選択肢>																																																							
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年																																																					
	4) 3年	5) 4年	6) 5年																																																					
	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上																																																					
	10) 定められていない																																																							
③消去方法	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ファイルは、個人番号を利用するため一時的に格納されるものであるため、その保管期間が1年を超えることは無い。 使用済み電子記録媒体を廃棄する場合には、物理的破壊を行う。 																																																							
7. 備考																																																								
—																																																								

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【本人確認ファイル】

その他条件　履歴情報／その他条件　消除者／その他条件　異動事由／主たる照会条件／事務区分(住基法)／事務区分(番号利用法)／住所／住所(大字以降)／住民区分／個人番号／利用事由／変更状況／市町村コード／市町村名／性別／情報表示／氏名／氏名かな／照会対象期間終了 年月日／照会対象期間開始 年月日／照会対象期間(照会基準日)／生存状況／生年月日／異動事由／異動年月日／異動有無／要求レコード番号

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格履歴ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	取りまとめ機関は、医療保険者等が統合専用端末を用いて行う審査対象者の委託情報登録により資格履歴情報を入手するため、自らの操作により特定個人情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	医療保険者等より入手する加入者の資格情報等は、統合専用端末を用い、厚生労働省が定めたインターフェイス仕様に沿って入手することにより、必要な情報以外の情報入手を防止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	医療保険者等からの情報の入手は厚生労働省が定めたインターフェイス仕様によってのみ入手するため、不適切な方法では情報を入手できない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	各医療保険者等により本人確認措置を実施済みである。以下に、制度別に本人確認措置の内容を示す。 [全国健康保険協会] 被保険者については、全国健康保険協会又は事業主が本人確認措置を実施する。被扶養者については、被保険者本人が実施する。 [健康保険組合] 被保険者については、健康保険組合又は事業主が本人確認措置を行う。被扶養者については、被保険者本人が実施する。 [国民健康保険組合] 組合員については、国民健康保険組合又は事業主等が本人確認措置を行う。組合員の家族については、組合員本人が実施する。 [後期高齢者医療広域連合] 市町村が本人確認措置を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	各医療保険者等により本人確認措置を実施済みである。以下に、制度別に本人確認措置の内容を示す。 [全国健康保険協会] 被保険者については、全国健康保険協会又は事業主が本人確認措置を実施する。被扶養者については、被保険者本人が実施する。 [健康保険組合] 被保険者については、健康保険組合又は事業主が本人確認措置を行う。被扶養者については、被保険者本人が実施する。 [国民健康保険組合] 組合員については、国民健康保険組合又は事業主等が本人確認措置を行う。組合員の家族については、組合員本人が実施する。 [後期高齢者医療広域連合] 市町村が本人確認措置を実施する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	医療保険者等にて資格情報の正確性を担保した上で登録された委託区画の情報を基に、取りまとめ機関で資格履歴ファイルを作成し、管理している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託区画に入力された情報からシステム自動処理により、運用支援環境内で資格情報等が登録・更新される運用になっている。 医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	地方公共団体の宛名システムに相当するシステムは存在しないが、医療保険者等向け中間サーバー等において、システム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムは存在しないが、医療保険者等向け中間サーバー等において、システム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢>	1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>職員(取りまとめ機関)が使用する統合専用端末のユーザ認証については、以下の管理をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するようシステムで制御している。 統合専用端末を利用する必要がある職員を特定し、担当業務に応じた必要最小限度の範囲のみとする観点から、当該業務権限を細分化した上で個人ごとにIDを割り当てる。なお、最小の業務権限では個人番号を取り扱えないものとし、各業務ごとに個人番号取扱権限を新設することで個人番号を取り扱う職員を特定する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 <p>運用保守事業者が使用する運用管理端末のユーザ認証については、以下の管理をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、運用管理端末の操作者を認証するようシステムで制御している。なお、ログインには生体認証を利用している。 運用管理端末を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにIDを割り当てる。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 		

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p>取りまとめ機関のシステム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするようシステムで制御している。 ・パスワードを定期的に更新するようシステムで制御している。 ・パスワードの最長有効期限を定めている。 ・アクセス権限の管理は、システム管理者が作成するアクセス権限と事務の対応表により適正に行い、以下の流れとなる。 <p>(1)発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職員(取りまとめ機関)に対しアクセス権限を発効する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・職員(取りまとめ機関)が事務に必要なアクセス権限を、システム管理者に対して申請する。 ・システム管理者が対応表と申請内容をチェックし、適合した場合のみアクセス権限を付与する。 ②運用保守事業者に対しアクセス権限を発効する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・運用保守事業者が運用保守に必要となる権限付与を、システム管理者に対して申請する。 ・システム管理者が申請権限が必要最低限であることを確認し、アクセス権限を付与する。 <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動・退職等が確定したタイミングで、システム管理者が権限を有していた職員の異動／退職情報を確認し、(未来日の場合は指定日を設定の上)職員マスタを更新する。 <p>運用管理端末のアクセス権限については、以下の措置を講じている。</p> <p>(1)発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを行う目的で、運用保守事業者には、特定個人情報ファイルのバックアップ権限を持つIDを発効する。当該IDの数は必要最小限としている。 <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動・退職等が確定したタイミングで、システム管理者が権限を有していた職員の異動／退職情報を確認し、(未来日の場合は指定日を設定の上)職員マスタを更新する。 				
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員(取りまとめ機関)に許可された業務メニューのみ表示するようシステムで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。 				
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・資格履歴ファイルを扱うシステムの操作履歴(操作ログ)をシステムで記録している。 ・操作履歴(操作ログ)は、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	情報照会依頼時等において、職員(取りまとめ機関)に許可された事務／事務手続のみ取り扱うことができるようシステムで制御している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>資格履歴ファイルについては、次に掲げる場合に限定して複製することとしている。</p> <p>【職員(取りまとめ機関)が符号危険化により機関別符号の再取得対象者を抽出する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ機関のシステム管理者が許可した場合に限り、あらかじめ許可された電子記録媒体にのみ、統合専用端末で複製できるように限定している。 ・複製等のファイル操作が可能な職員は、一部の限定された職員(取りまとめ機関)のみに限定している。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合は、物理的破壊を行う。 ・機関別符号の再取得対象者を抽出する以外にファイルを複製しないよう、職員(取りまとめ機関)に対し周知徹底する。 <p>【運用保守事業者がバックアップを行う場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを行う目的で、運用保守事業者には、特定個人情報ファイルのバックアップ権限を持つIDを発効する。当該IDの数は必要最小限としており、運用保守事業者以外は対象ファイルにアクセスできないため、リスク範囲は限定されている。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、運用保守事業者に対し周知徹底する。 <p>上記のいずれの場合においても、次に掲げる措置を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルにアクセスする作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 		
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託者の選定を行う際には、プライバシーマークやISMS(ISO/IEC27001)等の認証取得事業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>		
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルにアクセスできる運用保守事業者を必要最小限に限定する。 ・運用保守事業者に付与するアクセス権限は、業務上の責務と必要性を勘案し必要最小限の範囲に限る。 ・アクセス権限の管理状況を定期的に確認する。 		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>		
具体的な方法	運用管理端末を扱う運用保守事業者の操作履歴(アクセスログ・操作ログ)をシステムで記録している。		
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めっていない</p>		
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書において取りまとめ機関が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 		

	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	データセンター内で行う委託業務における措置を以下に示す。 ・委託先に提供する際、使用目的、情報の内容を記載した申請書を使用し、取りまとめ機関の情報セキュリティ管理者が確認する。 ・授受記録については、媒体、利用期限、返却方法を記載した台帳にて管理する。 ・提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は消去する。 ・定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		・特定個人情報が保存された電子計算機及び外部記録媒体を廃棄する場合には、データ消去ソフトウェア又はデータ消去装置の利用、物理的な破壊、磁気的な破壊により、復元が困難な状態にする。 ・消去作業後、廃棄等に関する実施報告書にて報告する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の遵守状況についての報告
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には以下の方法とし、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の遵守状況についての報告
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない

ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		
リスク5: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[] 政府機関ではない	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[] 十分に整備している	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
③安全管理規程	[] 十分に整備している	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職員への周知	[] 十分に周知している	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している
⑤物理的対策	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等をデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・電子記録媒体は、情報の暗号化を行うと共に、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。 ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合には、物理的破壊を行う。 		
⑥技術的対策	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①医療保険者等向け中間サーバー等において保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ②医療保険者等向け中間サーバー等ではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③医療保険者等向け中間サーバー等では、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 		
⑦バックアップ	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			
その内容	—				
再発防止策の内容	—				
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法	生存者と同様の方法にて死者の個人番号を保管している。				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	加入者の資格情報の新規登録又は情報の更新があった際は、医療保険者等は速やかに委託区画の情報を登録・更新する運用を定める。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	情報提供を行う際、情報照会に係る照会条件に基づき、資格履歴ファイルを参照して、当該加入者が属する医療保険者等を特定することとなるため、加入者がいずれの医療保険者等からも資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで管理する必要があるが、保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行う。				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
個人情報等が漏えいした場合の対策として、セキュリティポリシーを遵守し、必要な措置を講ずることとしており、緊急時には、緊急連絡先等により対応する。					
①情報システム担当者にて事案を確認 ②情報セキュリティ管理者(又は情報セキュリティ責任者)に連絡・報告、応急処置等の指示 ③最高情報セキュリティ責任者(又は情報セキュリティ統括責任者)・情報セキュリティ委員会に報告 ④事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡及び関係する機関等へ連絡・対応指示 ⑥厚生労働省及び個人情報保護委員会への報告 ⑦事実関係、再発防止策等の公表					
(注)現行のセキュリティポリシーを踏まえて記載しており、中間サーバー等の情報連携開始(平成29年7月予定)に向けて、今後、所要の措置を講じていくところである。					

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 機関別符号ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われるため、対象者以外の機関別符号を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われるため、機関別符号以外の情報を入手することはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われるため、不適切な方法で機関別符号が入手されることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われるため、入手した機関別符号が不正確であることはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われるため、機関別符号の真正性は担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われるため、機関別符号の正確性は担保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われることになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	地方公共団体の宛名システムに相当するシステムは存在しないが、医療保険者等向け中間サーバー等において、システム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムは存在しないが、医療保険者等向け中間サーバー等において、システム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・機関別符号ファイルの取得に当たっては、職員(社会保険診療報酬支払基金)が情報提供サーバーアプリケーションを操作後、システムの自動処理により、情報提供ネットワークシステムから機関別符号が届く仕組みとなっている。また当操作では、職員(社会保険診療報酬支払基金)は、直接機関別符号ファイルにアクセスすることはできない仕組みとしている。 職員(社会保険診療報酬支払基金)が情報提供サーバーアプリケーションを使用する際のユーザ認証については、以下の管理をしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムへの情報連携は、職員(社会保険診療報酬支払基金)が情報提供サーバーアプリケーションを操作後に自動的に行われる。 ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、操作者を認証するようシステムで制御している。 ・電子記録媒体経由で個人番号又は基本4情報の照会を行う場合、職員(社会保険診療報酬支払基金)の生体認証を取り入れている。 ・機関別符号ファイルは、バックアップを行う目的で、運用保守事業者にアクセスを限定している。 <p>運用保守事業者が使用する運用管理端末のユーザ認証については、以下の管理をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、運用管理端末の操作者を認証するようシステムで制御している。なお、ログインには生体認証を利用している。 ・運用管理端末を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにIDを割り当てる。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 			
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・運用管理端末のアクセス権限については、以下の措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> (1)発効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを行う目的で、運用保守事業者には、特定個人情報ファイルのバックアップ権限を持つIDを発効する。当該IDの数は必要最小限としている。 (2)失効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動・退職等が確定したタイミングで、システム管理者が権限を有していた職員の異動／退職情報を確認し、(未来日の場合は指定日を設定の上)職員マスターを更新する。 <p>情報提供サーバーアプリケーションを操作する端末では以下の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)ID/パスワードの発行管理 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・アクセス権限が必要となった場合、オペレーション管理者が事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかの別を確認し、事務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・申請に基づき、オペレーション管理責任者が対応表を確認の上、承認(アクセス権限を付与)する。 (2)失効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動／退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動／退職情報を確認し、当該事由が生じた際にはアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 			
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供サーバーアプリケーションでは、アクセス権限の管理は、機関別符号の管理について定めた規程に基づいて実施する。特権IDについては毎月証跡(ログ)と使用記録の目視確認を行い、また一般利用者IDについては半期ごとにユーザー一覧をシステムより出し、ユーザ管理台帳と目視による突合を行ってアクセス権限の確認及び不正利用の確認を行う。 ・また、業務上不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。 			
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・機関別符号の取得に当たっては、情報提供サーバーアプリケーションの操作後、情報提供ネットワークシステムから機関別符号が届く仕組みとなっているので、機関別符号ファイルにアクセスすることはない。 ・操作履歴(操作ログ)をシステムで記録している。 ・操作履歴(操作ログ)は、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 			

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを行う目的で、運用保守事業者には、特定個人情報ファイルのバックアップ権限を持つIDを発効する。当該IDの数は必要最小限としており、運用保守事業者以外は対象ファイルにアクセスできないため、リスク範囲は限定されている。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、運用保守事業者に対し周知徹底する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>機関別符号ファイルについては、情報提供サーバのアプリケーション操作時には、複製ができないようシステム的に制御している。</p> <p>【運用保守事業者がバックアップを行う場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを行う目的で、運用保守事業者には、特定個人情報ファイルのバックアップ権限を持つIDを発効する。当該IDの数は必要最小限としており、運用保守事業者以外は対象ファイルにアクセスできないため、リスク範囲は限定されている。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、運用保守事業者に対し周知徹底する。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク			
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク			
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク			
委託契約終了後の不正な使用等のリスク			
再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	委託者の選定を行う際には、プライバシーマークやISMS(ISO/IEC27001)等の認証取得事業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルにアクセスできる運用保守事業者を必要最小限に限定する。 ・運用保守事業者に付与するアクセス権限は、業務上の責務と必要性を勘案し必要最小限の範囲に限る。 ・アクセス権限の管理状況を定期的に確認する。 		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	運用管理端末を扱う運用保守事業者の操作履歴(操作ログ)は、システムで記録している。		

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない				
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書において社会保険診療報酬支払基金が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 					
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>データセンター内で行う委託業務における措置を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に提供する際、使用目的、情報の内容を記載した申請書を使用し、社会保険診療報酬支払基金の情報セキュリティ管理者が確認する。 ・授受記録については、媒体、利用期限、返却方法を記載した台帳にて管理する。 ・提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は消去する。 ・定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 					
	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない				
特定個人情報の消去ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が保存された電子計算機及び外部記録媒体を廃棄する場合には、データ消去ソフトウェア又はデータ消去装置の利用、物理的な破壊、磁気的な破壊により、復元が困難な状態にする。 ・消去作業後、廃棄等に関する実施報告書にて報告する。 		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
	<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 					
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
	<p>規定の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 					
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
	<p>具体的な方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 					
その他の措置の内容	—					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
—						
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない						
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない				

	具体的な方法				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]	接続しない(入手)	[]	接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>①情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②職員(医療保険者等)が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴(操作ログ)をシステムで記録しているため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)番号利用法別表第2に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>①医療保険者等向け中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>③医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	医療保険者等向け中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>①医療保険者等向け中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②医療保険者等の既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④職員(医療保険者等)が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴(操作ログ)をシステムで記録しているため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>⑤医療保険者等向け中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>⑥医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(※)医療保険者等向け中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、医療保険者等向け中間サーバー等にも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④職員(医療保険者等)が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴(操作ログ)をシステムで記録しているため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②職員(医療保険者等)が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴(操作ログ)をシステムで記録しているため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>③医療保険者等向け中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>④医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②データの形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、医療保険者等のみが利用できるよう制限している。</p>					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<p>①職員(医療保険者等)が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴(操作ログ)をシステムで記録しているため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③医療保険者等向け中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p> <p>⑤医療保険者等向け中間サーバー等では、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、医療保険者等向け中間サーバー等を利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢>		1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない		
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢>		1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢>		1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢>		1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない		
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢>		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容	医療保険者等向け中間サーバー等をデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。					

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		①医療保険者等向け中間サーバー等において保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ②医療保険者等向け中間サーバー等ではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③医療保険者等向け中間サーバー等では、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同様の方法にて死者の機関別符号を保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・機関別符号は、時間が経過しても変わることが無いため、古い情報のまま保管され続けることは無い。</p> <p>・加入者が医療保険者等で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで管理する必要があるが、保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	機関別符号は、加入者がいずれの医療保険者等からも資格を喪失した時点から、情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで管理する必要があるが、保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

個人情報等が漏えいした場合の対策として、セキュリティポリシーを遵守し、必要な措置を講ずることとしており、緊急時には、緊急連絡先等により対応する。

- ①情報システム担当者にて事案を確認
- ②情報セキュリティ管理者(又は情報セキュリティ責任者)に連絡・報告、応急処置等の指示
- ③最高情報セキュリティ責任者(又は情報セキュリティ統括責任者)・情報セキュリティ委員会に報告
- ④事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う
- ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡及び関係する機関等へ連絡・対応指示
- ⑥厚生労働省及び個人情報保護委員会への報告
- ⑦事実関係、再発防止策等の公表

(注)現行のセキュリティポリシーを踏まえて記載しており、中間サーバー等の情報連携開始(平成29年7月予定)に向けて、今後、所要の措置を講じていくところである。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3.情報提供等記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われ、情報提供等記録は医療保険者等向け中間サーバー等にて自動生成されるため、対象者以外の機関別符号を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われ、情報提供等記録は医療保険者等向け中間サーバー等にて自動生成されるため、機関別符号以外の情報を入手することはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われ、情報提供等記録は医療保険者等向け中間サーバー等にて自動生成されるため、不適切な方法で機関別符号が入手されることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われ、情報提供等記録は医療保険者等向け中間サーバー等にて自動生成されるため、入手した機関別符号が不正確であることはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われ、情報提供等記録は医療保険者等向け中間サーバー等にて自動生成されるため、機関別符号の真正性は担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われ、情報提供等記録は医療保険者等向け中間サーバー等にて自動生成されるため、機関別符号の正確性は担保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	機関別符号の入手は情報提供ネットワークシステムからのみ行われ、情報提供等記録は医療保険者等向け中間サーバー等にて自動生成されることになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	地方公共団体の宛名システムに相当するシステムは存在しないが、医療保険者等向け中間サーバー等において、システム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムは存在しないが、医療保険者等向け中間サーバー等において、システム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法			
<p>情報提供等記録ファイルは、医療保険者等が情報提供、情報照会を行う際、システム自動処理により情報提供ネットワークシステムを介して、記録される仕組みとなっている。</p> <p>運用保守事業者が使用する運用管理端末のユーザ認証については、以下の管理をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、運用管理端末の操作者を認証するようシステムで制御している。なお、ログインには生体認証を利用している。 ・運用管理端末を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにIDを割り当てる。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 			
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録ファイルは、医療保険者等が情報提供、情報照会を行う際、システム自動処理により情報提供ネットワークシステムを介して、記録される仕組みとなっている。なお、運用管理端末のユーザ認証については、以下の管理をしている。 ・運用管理端末のアクセス権限については、以下の措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> (1)発効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを行う目的で、運用保守事業者には、特定個人情報ファイルのバックアップ権限を持つIDを発効する。当該IDの数は必要最小限としている。 (2)失効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動・退職等が確定したタイミングで、システム管理者が権限を有していた職員の異動／退職情報を確認し、(未来日の場合は指定日を設定の上)職員マスターを更新する。 			
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、社会保険診療報酬支払基金と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は隨時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。 			
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
職員(社会保険診療報酬支払基金)は、情報提供等記録ファイルに直接アクセスするのではなく、機関別符号等を除いた範囲のみにアクセスしており、当該範囲に対する操作履歴(操作ログ)をシステムで記録している。			
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを行う目的で、運用保守事業者には、特定個人情報ファイルのバックアップ権限を持つIDを発効する。当該IDの数は必要最小限としており、運用保守事業者以外は対象ファイルにアクセスできないため、リスク範囲は限定されている。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、運用保守事業者に対し周知徹底する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供等記録ファイルについては、次に掲げる場合に限定して複製することとしている。</p> <p>【職員（社会保険診療報酬支払基金）が個人情報保護委員会からの求めに応じて記録を提出する場合】 ・情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできないよう、アクセス制御している。</p> <p>【運用保守事業者がバックアップを行う場合】 ・バックアップを行う目的で、運用保守事業者には、特定個人情報ファイルのバックアップ権限を持つIDを発効する。当該IDの数は必要最小限としており、運用保守事業者以外は対象ファイルにアクセスできないため、リスク範囲は限定されている。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、運用保守事業者に対し周知徹底する。</p> <p>上記のいずれの場合においても、次に掲げる措置を行うこととしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[<input type="checkbox"/> 委託しない]
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	委託者の選定を行う際には、プライバシーマークやISMS(ISO/IEC27001)等の認証取得事業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[<input type="checkbox"/> 制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルにアクセスできる運用保守事業者を必要最小限に限定する。 ・運用保守事業者に付与するアクセス権限は、業務上の責務と必要性を勘案し必要最小限の範囲に限る。 ・アクセス権限の管理状況を定期的に確認する。 		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	運用管理端末を扱う運用保守事業者の操作履歴（操作ログ）は、システムで記録している。		
特定個人情報の提供ルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書において社会保険診療報酬支払基金が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>データセンター内で行う委託業務における措置を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に提供する際、使用目的、情報の内容を記載した申請書を使用し、社会保険診療報酬支払基金の情報セキュリティ管理者が確認する。 ・授受記録については、媒体、利用期限、返却方法を記載した台帳にて管理する。 ・提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は消去する。 ・定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 		
特定個人情報の消去ルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が保存された電子計算機及び外部記録媒体を廃棄する場合には、データ消去ソフトウェア又はデータ消去装置の利用、物理的な破壊、磁気的な破壊により、復元が困難な状態にする。 ・消去作業後、廃棄等に関する実施報告書にて報告する。 		

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	<p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には以下の方法とし、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
—					
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない					
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)			
リスク1：目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク5：不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	医療保険者等向け中間サーバー等をデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	①医療保険者等向け中間サーバー等において保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ②医療保険者等向け中間サーバー等ではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③医療保険者等向け中間サーバー等では、ウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同様の方法にて死者の機関別符号を保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>・情報提供等記録ファイルには、いつ誰と誰の間で特定個人情報の照会・提供があったかを記録する必要があるため、過去の情報であっても更新せずに、事実をそのまま記録する必要があるので、このリスクは該当しない。</p> <p>・番号利用法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、適切に廃棄等を行う。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	番号利用法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、適切に廃棄等を行う。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>個人情報等が漏えいした場合の対策として、セキュリティポリシーを遵守し、必要な措置を講ずることとしており、緊急時には、緊急連絡先等により対応する。</p> <p>①情報システム担当者にて事案を確認 ②情報セキュリティ管理者(又は情報セキュリティ責任者)に連絡・報告、応急処置等の指示 ③最高情報セキュリティ責任者(又は情報セキュリティ統括責任者)・情報セキュリティ委員会に報告 ④事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡及び関係する機関等へ連絡・対応指示 ⑥厚生労働省及び個人情報保護委員会への報告 ⑦事実関係、再発防止策等の公表</p> <p>(注)現行のセキュリティポリシーを踏まえて記載しており、中間サーバー等の情報連携開始(平成29年7月予定)に向けて、今後、所要の措置を講じていくところである。</p>			

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4.本人確認ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>社会保険診療報酬支払基金は、医療保険者等が統合専用端末又は電子記録媒体を用いて行う照会要求に応じて、地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手するため、自らの操作により特定個人情報を入手することはない。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン又は電子記録媒体で入手する場合、照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 ・電子記録媒体で入手する場合、電子記録媒体を暗号化し、施錠した搬送容器にて持ち運ぶこととしている。また、開錠及び復号化するパスワードは別途通知する。 ・電子記録媒体で入手する場合、荷物の追跡が行える方法にて発送することとしている。 <p>【各医療保険者等から個人番号を入手する場合の措置（オンラインによる入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金は医療保険者等からの照会要求に基づいて個人番号を入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 <p>【各医療保険者等から本人確認情報（個人番号を含まない。）を入手する場合の措置（電子記録媒体による入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体を入手した場合、媒体管理簿に記入する。 ・入手した電子記録媒体は、情報提供サーバーアプリケーションに登録後、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	住民基本台帳ネットワークシステムとの通信は、総務省が定めたインターフェイス仕様に沿って行われることにより、個人番号以外の情報入手を防止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン又は電子記録媒体で入手する場合、機構保存本人確認情報の入手は住民基本台帳ネットワークシステムからのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。 ・電子記録媒体で入手する場合、電子記録媒体を暗号化し、施錠した搬送容器にて持ち運ぶこととしている。また、開錠及び復号化するパスワードは別途通知する。 ・電子記録媒体で入手する場合、荷物の追跡が行える方法にて発送することとしている。 <p>【各医療保険者等から個人番号を入手する場合の措置（オンラインによる入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。 <p>【各医療保険者等から本人確認情報（個人番号を含まない。）を入手する場合の措置（電子記録媒体による入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体を入手した場合、媒体管理簿に記入する。 ・入手した電子記録媒体は、情報提供サーバーアプリケーションに登録後、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン又は電子記録媒体で入手する場合、住民基本台帳ネットワークシステムより機構保存本人確認情報を入手するため、本人確認措置は行われない。 <p>【各医療保険者等から個人番号を入手する場合の措置（オンラインによる入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各医療保険者等において本人確認措置を行った上で、個人番号を入手することとしている。

個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ・オンライン又は電子記録媒体で入手する場合、機構保存本人確認情報の真正性は、住民基本台帳ネットワークシステムにより担保されている。</p> <p>【各医療保険者等から個人番号を入手する場合の措置(オンラインによる入手)】 ・各医療保険者等において本人確認措置を行った上で、個人番号を入手することとしている。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ・オンライン又は電子記録媒体で入手する場合、機構保存本人確認情報の正確性は、住民基本台帳ネットワークシステムにより担保されている。</p> <p>【各医療保険者等から個人番号を入手する場合の措置(オンラインによる入手)】 ・医療保険者等から個人番号を入手する際の正確性は、医療保険者等において届出・申請内容と提示された本人確認情報(住民票等の記載内容)に差異がある場合は本人に確認するなどの適正な本人確認措置を行った上で、厚生労働省が定めたインターフェイス仕様に沿って行われることにより担保されている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ・電子記録媒体で入手する場合、地方公共団体情報システム機構が規定する手順に則り、電子記録媒体を使用して医療保険者等が機構保存本人確認情報を入手する場合、社会保険診療報酬支払基金にて医療保険者等から受け取ったCSVファイルを照会要求ファイルに変換し、暗号化して電子記録媒体に保存する。その電子記録媒体を2人以上の職員(社会保険診療報酬支払基金)が地方公共団体システム機構に運搬することで、情報漏えいや紛失防止の措置を実施している。 ・電子記録媒体で入手する場合、電子記録媒体を暗号化し、施錠した搬送容器にて持ち運ぶこととしている。また、開錠及び復号化するパスワードは別途通知する。 ・電子記録媒体で入手する場合、荷物の追跡が行える方法にて発送することとしている。 ・オンラインで入手する場合、特定個人情報を回線を通じて入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いることにより、情報漏えい防止措置を講じる。</p> <p>【各医療保険者等から個人番号を入手する場合の措置(オンラインによる入手)】 ・医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p> <p>【各医療保険者等から本人確認情報(個人番号を含まない。)を入手する場合の措置(電子記録媒体による入手)】 ・電子記録媒体を入手した場合、媒体管理簿に記入する。 ・入手した電子記録媒体は、情報提供サーバーアプリケーションに登録後、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	地方公共団体の宛名システムに相当するシステムは存在しないが、医療保険者等向け中間サーバー等において、システム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムは存在しないが、医療保険者等向け中間サーバー等において、システム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>職員(社会保険診療報酬支払基金)が情報提供サーバーアプリケーションを使用する際のユーザ認証については、以下の管理をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムへの情報連携は、職員(社会保険診療報酬支払基金)が情報提供サーバーアプリケーションを操作後に自動的に行われる。 ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、操作者を認証するようシステムで制御している。 ・電子記録媒体経由で個人番号又は基本4情報の照会を行う場合、職員(社会保険診療報酬支払基金)の生体認証を取り入れている。 <p>運用保守事業者が使用する運用管理端末のユーザ認証については、以下の管理をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、運用管理端末の操作者を認証するようシステムで制御している。なお、ログインには生体認証を利用している。 ・運用管理端末を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにIDを割り当てる。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、情報提供サーバーアプリケーションを操作する端末では以下の管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1)ID/パスワードの発行管理 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・アクセス権限が必要となった場合、オペレーション管理者が事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかの別を確認し、事務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・申請に基づき、オペレーション管理責任者が対応表を確認の上、承認(アクセス権限を付与)する。 (2)失効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動／退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動／退職情報を確認し、当該事由が生じた際にはアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・運用管理端末のアクセス権限については、以下の措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> (1)発効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを行う目的で、運用保守事業者には、特定個人情報ファイルのバックアップ権限を持つIDを発効する。当該IDの数は必要最小限としている。 (2)失効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動・退職等が確定したタイミングで、システム管理者が権限を有していた職員の異動／退職情報を確認し、(未来日の場合は指定日を設定の上)職員マスターを更新する。 		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供サーバーアプリケーションでは、アクセス権限の管理は、本人確認情報の管理について定めた規程に基づいて実施する。特權IDについては毎月証跡(ログ)と使用記録の目視確認を行い、また一般利用者IDについては半期ごとにユーザー一覧をシステムより出力し、ユーザ管理台帳と目視による突合を行ってアクセス権限の確認及び不正利用の確認を行う。 ・また、業務上不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、社会保険診療報酬支払基金と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は隨時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。 		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認ファイルを扱うシステムの操作履歴(操作ログ)をシステムで記録している。 ・操作履歴(操作ログ)は、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 ・バックアップされた操作履歴(操作ログ)について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 		

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 職員(社会保険診療報酬支払基金)、運用保守事業者へのヒアリングを実施し、業務上必要の無い検索又は抽出が行われてないことを確認する。 職員(社会保険診療報酬支払基金)、運用保守事業者への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>本人確認ファイルについては、次に掲げる場合に限定して複製することとしている。</p> <p>【職員(社会保険診療報酬支払基金)が電子記録媒体で機構保存本人確認情報を医療保険者等に提供する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険者等に対して照会結果を電子記録媒体で渡す場合、管理権限を与えられた職員(社会保険診療報酬支払基金)のみが電子記録媒体へ書き込みできるよう制限している。 複製等のファイル操作が可能な職員は、一部の限定された職員(社会保険診療報酬支払基金)のみに限定している。 電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 使用済み電子記録媒体を廃棄する場合は、物理的破壊を行う。 機構保存本人確認情報を医療保険者等に提供する以外にファイルを複製しないよう、職員(社会保険診療報酬支払基金)に対し周知徹底する。 <p>【運用保守事業者がバックアップを行う場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> バックアップを行う目的で、運用保守事業者には、特定個人情報ファイルのバックアップ権限を持つIDを発効する。当該IDの数は必要最小限としており、運用保守事業者以外は対象ファイルにアクセスできないため、リスク範囲は限定されている。 バックアップ以外にファイルを複製しないよう、運用保守事業者に対し周知徹底する。 <p>上記のいずれの場合においても、次に掲げる措置を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルにアクセスする作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク			
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク			
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク			
委託契約終了後の不正な使用等のリスク			
再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	委託者の選定を行う際には、プライバシーマークやISMS(ISO/IEC27001)等の認証取得事業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルにアクセスできる運用保守事業者を必要最小限に限定する。 運用保守事業者に付与するアクセス権限は、業務上の責務と必要性を勘案し必要最小限の範囲に限る。 アクセス権限の管理状況を定期的に確認する。 		

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	運用管理端末を扱う運用保守事業者の操作履歴(アクセスログ・操作ログ)をシステムで記録している。				
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約書において社会保険診療報酬支払基金が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 				
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>データセンター内で行う委託業務における措置を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先に提供する際、使用目的、情報の内容を記載した申請書を使用し、社会保険診療報酬支払基金の情報セキュリティ管理者が確認する。 授受記録については、電子記録媒体、利用期限、返却方法を記載した台帳にて管理する。 提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は消去する。 定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 <p>データセンター外で行う委託業務における措置を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先に提供する際、使用目的、情報の内容を記載した申請書を使用し、社会保険診療報酬支払基金の情報セキュリティ管理者が確認する。 授受記録については、電子記録媒体、利用期限、返却方法を記載した台帳にて管理する。 				
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報が保存された電子計算機及び外部記録媒体を廃棄する場合には、データ消去ソフトウェア又はデータ消去装置の利用、物理的な破壊、磁気的な破壊により、復元が困難な状態にする。 消去作業後、廃棄等に関する実施報告書にて報告する。 				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 秘密保持義務 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 再委託における条件 漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 従業者に対する監督、教育 契約内容の遵守状況についての報告 				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	<p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には以下の方法とし、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 秘密保持義務 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 再委託における条件 漏えい事案等が発生した場合の再委託の責任 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 従業者に対する監督、教育 契約内容の遵守状況についての報告 				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
リスク5：不正な提供が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
7. 特定個人情報の保管・消去				
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群	[] 政府機関ではない	<選択肢>	1) 特に力を入れて遵守している	2) 十分に遵守している
			3) 十分に遵守していない	4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[] 十分に整備している	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している
			3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[] 十分に整備している	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している
			3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[] 十分に周知している	<選択肢>	1) 特に力を入れて周知している	2) 十分に周知している
			3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[] 十分に行っている	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている
			3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等をデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・電子記録媒体は、情報の暗号化を行うと共に、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。 ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合には、物理的破壊を行う。 			

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>①医療保険者等向け中間サーバー等において保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等ではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>③医療保険者等向け中間サーバー等では、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑤医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	—	
他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	情報照会が完了するまで一時的に情報を保管しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>・本人確認ファイルは一時的に格納されるのみであり、医療保険者等に提供した時点で自動的に消去される。</p> <p>・電子記録媒体は、医療保険者等に機構保存本人確認情報を提供する際に返却する。医療保険者等に返却できない場合は、一定期間保管した上で、物理的破壊を行う。</p>	
他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

個人情報等が漏えいした場合の対策として、セキュリティポリシーを遵守し、必要な措置を講ずることとしており、緊急時には、緊急連絡先等により対応する。

- ①情報システム担当者にて事案を確認
- ②情報セキュリティ管理者(又は情報セキュリティ責任者)に連絡・報告、応急処置等の指示
- ③最高情報セキュリティ責任者(又は情報セキュリティ統括責任者)・情報セキュリティ委員会に報告
- ④事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う
- ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡及び関係する機関等へ連絡・対応指示
- ⑥厚生労働省及び個人情報保護委員会への報告
- ⑦事実関係、再発防止策等の公表

(注)現行のセキュリティポリシーを踏まえて記載しており、中間サーバー等の情報連携開始(平成29年7月予定)に向けて、今後、所要の措置を講じていくところである。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	運用規則等に基づき、医療保険者等向け中間サーバー等の運用に携わる職員(取りまとめ機関)及び運用保守事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	運用規則等に基づき、医療保険者等向け中間サーバー等について、定期的に監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	①医療保険者等向け中間サーバー等の運用に携わる職員(取りまとめ機関)及び運用保守事業者に対し、定期的にセキュリティ研修等を実施することとしている。 ②医療保険者等向け中間サーバー等の業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 なお、医療保険者等向け中間サーバー等の統合専用端末における操作について、厚生労働省が職員(医療保険者等)に対して、統合専用端末導入前に研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

—

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒105-0004 東京都港区新橋2-1-3 社会保険診療報酬支払基金 経営企画部 広報室 0120-328-973 (注)現行の類似業務について記載した。中間サーバー等の情報連携開始(平成29年7月予定)に向けて、今後、所要の措置を講じていくところである。
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	指定様式は、電話による請求に応じて送付する。
③手数料等	[無料] <選択肢> (手数料額、納付方法:) 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒105-0004 東京都港区新橋2-1-3 社会保険診療報酬支払基金 経営企画部 広報室 0120-328-973 (注)現行の類似業務について記載した。中間サーバー等の情報連携開始(平成29年7月予定)に向けて、今後、所要の措置を講じていくところである。
②対応方法	連絡先窓口にて受け付け、案件に応じて、関係部署と連携し適切に対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	平成28年4月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	社会保険診療報酬支払基金のホームページに「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」の意見募集公告を掲載した。意見は所定の意見提出様式により、インターネット上の意見募集フォーム及び郵送により受け付けた。
②実施日・期間	平成28年2月25日～平成28年3月25日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の管理方法について ・政府機関統一基準との関連について ・国民健康保険中央会への委託について ・医療保険者等間の情報授受について ・資格履歴ファイルの記録項目について ・(別添1)事務の内容の記載について
⑤評価書への反映	寄せられたご意見に対する考え方と対応方針を回答として一覧表にまとめ、当該一覧において意見内容を評価書へ反映する旨の記述をしたものについては、本評価書への反映を行った。

3. 第三者点検

①実施日	
②方法	
③結果	

4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】

①提出日	平成28年4月11日
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所